

「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	9
3. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	1 1
4. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	1 2
5. 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	1 3
6. 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	1 4
7. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	1 5
8. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	2 0
9. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	2 1
10. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	4 3
11. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表	5 8
12. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	6 4
13. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	6 6
14. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	6 7
15. 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	7 0
16. 東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	7 3
17. 平成28年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	7 4
18. 2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	7 5
19. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	7 7
20. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い一部改正新旧対照表	7 8

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(申請による上場) 第2条 (略) 2 (略) <u>3 前2項の規定により上場申請が行われた日から起算して1年以内に上場申請が行われなかった場合には、当該上場申請は効力を失うものとする。</u> <u>4 前3項の規定は、株券及び外国株預託証券等のうち法第125条の上場命令に基づき上場する株券及び外国株預託証券等については、適用しない。</u> (新規上場手続) 第3条 新規上場申請者(本所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。 (1)～(7) (略) (削る) 2～5 (略) 6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。 (1) <u>基準事業年度(第2項第4号に定める「上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。)の末日の翌日</u>以後3か月を経過した後となる場合 当該事業年度の第1四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」。ただし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるも	(申請による上場) 第2条 (略) 2 (略) (新設) <u>3 前2項の規定は、株券及び外国株預託証券等のうち法第125条の上場命令に基づき上場する株券及び外国株預託証券等については、適用しない。</u> (新規上場手続) 第3条 新規上場申請者(本所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。 (1)～(7) (略) <u>(8) 取締役会設置会社である旨の登記が行われた日</u> 2～5 (略) 6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。 (1) <u>新規上場申請日の属する事業年度が開始した日</u>以後3か月を経過した後となる場合 当該事業年度の第1四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」。ただし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとし、当該書類のうち電子開示手続により内閣総理大臣等に提出した書類については、

のとし、当該書類のうち電子開示手続により内閣総理大臣等に提出した書類については、提出を要しないものとする（次の第2号及び第3号に定める「上場申請のための四半期報告書」において同じ。）。

（2） 事業年度末日の翌日以後6か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第2四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」

（3） 事業年度の末日の翌日以後9か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第3四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」

（4） （略）

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、本所が上場申請に係る株券等の上場を承認する時までに、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社（開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。）にあっては、中間監査を含む。以下同じ。）を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書（特定事業会社にあっては、中間監査報告書を含む。以下同じ。）を添付し、提出するものとする。ただし、新規上場申請者が本所が定める外国会社である場合には、この限りでない。

（1）～（3） （略）

提出を要しないものとする（次の第2号及び第3号に定める「上場申請のための四半期報告書」において同じ。）。

（2） 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後6か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第2四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」

（3） 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後9か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第3四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」

（4） （略）

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社（開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。）にあっては、中間監査を含む。以下同じ。）を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書（特定事業会社にあっては、中間監査報告書を含む。以下同じ。）を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が本所が定める外国会社である場合には、この限りでない。

（1）～（3） （略）

8 新規上場申請者（前項ただし書の適用を受ける外国会社を除く。）は、<u>本所が新規上場申請に係る株券等の上場を承認する時までに</u>、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー（第6項各号の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に係るものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書」（特定事業会社にあつては、中間監査概要書を含む。以下同じ。）各1部を提出するものとする。 9 新規上場申請者は、第7項に規定するほか、本所が定める財務計算に関する書類について、<u>本所が新規上場申請に係る株券等の上場を承認する時までに</u>、本所が定めるところにより公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を添付し、<u>提出</u>するものとする。 10～12 （略） （本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例） 第4条の2 （略） <u>2 第2条第3項の規定は、前項の規定により上場申請が行われた場合について準用する。この場合において、第2条第3項中「前2項の規定により上場申請が行われた日」とあるのは「第4条の2第1項の規定により上場申請が行われた日」と読み替える。</u> <u>3 第1項の規定により本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第1項から第10項及び第3条の2までに規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする</u> <u>4</u> （略） <u>5</u> （略） <u>6</u> （略）	8 新規上場申請者（前項ただし書の適用を受ける外国会社を除く。）は、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー（第6項各号の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に係るものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書」（特定事業会社にあつては、中間監査概要書を含む。以下同じ。）各1部を提出するものとする。 9 新規上場申請者は、第7項に規定するほか、本所が定める財務計算に関する書類について、本所が定めるところにより公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を添付するものとする。 10～12 （略） （本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例） 第4条の2 （略） （新設） <u>2 前項の規定により本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第1項から第10項までに規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。</u> <u>3</u> （略） <u>4</u> （略） <u>5</u> （略）
--	---

(Q-B o a r dへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合) 第4条の3 第2条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者が、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券等のQ-B o a r dへの上場申請を行うことができるものとする。 (1)・(2) (略) <u>2 第2条第3項の規定は、前項の規定により上場申請が行われた場合に準用する。この場合において、第2条第3項中「前2項の規定により上場申請が行われた日」とあるのは「第4条の3第1項の規定により上場申請が行われた日」と読み替える。</u> <u>3 第1項の規定によりQ-B o a r dへ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第1項から第10項及び第3条の2までに規定する書類のほかに、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。</u> <u>4 (略)</u> <u>5 (略)</u> (上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例) 第4条の4 (略) 2 (略) <u>3 第12条の3第3項の規定は、第1項により上場市場の変更申請が行われた場合について準用する。この場合において、第12条の3第3項中「第1項の規定により上場市場の変更申請」とあるのは「第12条の3第1項の規定により上場市場の変更申請」と読み替える。</u> <u>4 (略)</u> <u>5 第1項の規定により本則市場への上場市場の変更申請を行う上場会社についての株券上場審査基準第7条第1項の規定の適用につい</u>	(Q-B o a r dへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合) 第4条の3 第2条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者が、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券等のQ-B o a r dへの上場申請を行うことができるものとする。 (1)・(2) (略) (新設) <u>2 前項の規定によりQ-B o a r dへ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第1項から第10項までに規定する書類のほかに、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。</u> <u>3 (略)</u> <u>4 (略)</u> (上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例) 第4条の4 (略) 2 (略) (新設) <u>3 (略)</u> <u>4 第1項の規定により本則市場への上場市場の変更申請を行う上場会社についての株券上場審査基準第7条第1項の規定の適用につい</u>
--	---

ては、同項中「第4条第1項（第7号の2及び第9号を除く。）から第4項」とあるのは「有価証券上場規程第4条の2 第5項の規定により読み替えて適用する第4条第1項及び第4条の2 第6項の規定により読み替えて適用する第4条第2項」とする。

（上場審査料）

第6条 新規上場申請者は、本所が定める金額の上場審査料を、上場申請日に納入するものとする。ただし、第7条の2第1項の規定に基づき予備申請を行った有価証券について、予備申請日から起算して1年以内に上場申請を行う場合には、上場審査料を納入することを要しない。

（予備申請）

第7条の2 株券、優先出資証券又は外国株預託証券等（上場有価証券の発行者が発行者であるものを除く。）の上場申請を行おうとする者（株券上場審査基準第4条第6項又は第6条第4項の規定の適用を受ける者を除く。）は、上場申請を行おうとする日その他の事項を記載した「有価証券上場予備申請書」及び上場申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、上場申請の予備的申請（以下「予備申請」という。）を行うことができる。

2 第2条第3項の規定は、前項の規定により予備申請が行われた場合について準用する。この場合において、第2条第3項中「前2項の規定により上場申請が行われた日」とあるのは「第7条の2第1項の規定により予備申請が行われた日」と、「当該上場申請」とあるのは「当該予備申請及び当該予備申請が行われた日から起算して1年以内に行われた上場申請」とそ

ては、同項中「第4条第1項から（第7号の2及び第9号を除く。）から第4項」とあるのは「有価証券上場規程第4条の2 第4項の規定により読み替えて適用する第4条第1項及び第4条の2 第5項の規定により読み替えて適用する第4条第2項」とする。

（上場審査料）

第6条 新規上場申請者は、本所が定める金額の上場審査料を、上場申請日に納入するものとする。ただし、第7条の2第1項の規定に基づき予備申請を行った有価証券について、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日の属する事業年度に上場申請を行う場合には、上場審査料を納入することを要しない。

（予備申請）

第7条の2 株券、優先出資証券又は外国株預託証券等（上場有価証券の発行者が発行者であるものを除く。）の上場申請を行おうとする者（株券上場審査基準第4条第6項又は第6条第4項の規定の適用を受ける者を除く。）は、当該上場申請を行おうとする日の直前事業年度の末日からさかのぼって3か月前の日以後においては、上場申請を行おうとする日その他の事項を記載した「有価証券上場予備申請書」及び上場申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、上場申請の予備的申請（以下「予備申請」という。）を行うことができる。

（新設）

れぞれ読み替える。

3 第1項の規定により予備申請が行われた場合には、前条に規定する「株券上場審査基準」に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。

4 (略)

5 (略)

(上場申請のための有価証券報告書等の適正性に関する確認書)

第7条の4 株券、優先出資証券又は外国株預託証券等の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、第3条第2項第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」(本所が定める部分に限る。)及び同上第6項各号に規定する「上場申請のための四半期報告書」に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(削る)

(削る)

(新株券等の上場申請)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 上場株券と異なる種類の株券又は新株予約権証券の上場申請が行われた日から起算して1年以内に上場が行われなかった場合には、当該上場申請は効力を失うものとする。

2 前項の規定により予備申請が行われた場合には、前条に規定する「株券上場審査基準」に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。

3 (略)

4 (略)

(取引所規則の遵守に関する確認書等)

第7条の4 株券、優先出資証券又は外国株預託証券等の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、第2号に掲げる書類を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) 本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」

(2) 第3条第2項第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」(本所が定める部分に限る。)及び同条第6項各号に規定する「上場申請のための四半期報告書」に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面

(新株券等の上場申請)

第9条 (略)

2～4 (略)

(新設)

(新株予約権証券の上場)

第10条の3 第9条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、次の各号に定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 新株予約権証券の発行者である上場会社の経営成績及び財政状態が、次のa及びbのいずれにも該当していないこと(コミットメント型の場合を除く。)

a 最近2年間(「最近」の計算は、基準事業年度(直近で提出した有価証券報告書等が対象とする事業年度をいう。)の末日を起算日としてさかのぼる。)において利益の額が正である事業年度がないこと。

b 直前の四半期会計期間又は事業年度(直近で提出した四半期報告書又は有価証券報告書が対象とする四半期会計期間又は事業年度をいう。)の末日において債務超過であること。

(4) (略)

2 (略)

(上場市場の変更)

第12条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定により上場市場の変更申請が行われた日から起算して1年以内に上場市場の変更が行われなかった場合には、当該上場市場の変更申請は効力を失うものとする。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(上場市場の変更予備申請)

第12条の5 上場市場の変更申請を行おうとする者は、上場市場の変更申請を行おうとする日その他の事項を記載した「上場市場の変更予備申請書」及び上場市場の変更申請に必要な書類

(新株予約権証券の上場)

第10条の3 第9条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、次の各号に定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 新株予約権証券の発行者である上場会社の経営成績及び財政状態が、次のa及びbのいずれにも該当していないこと(コミットメント型の場合を除く。)

a 最近2年間(「最近」の計算は、上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。)において利益の額が正である事業年度がないこと。

b 上場申請日の直前事業年度又は直前四半期会計期間の末日において債務超過であること。

(4) (略)

2 (略)

(上場市場の変更)

第12条の3 (略)

2 (略)

(新設)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

(上場市場の変更予備申請)

第12条の5 上場市場の変更申請を行おうとする者は、当該申請を行おうとする日の直前事業年度の末日(当該申請を行おうとする日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内

に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、上場市場の変更申請の予備的申請（以下「上場市場の変更予備申請」という。）を行うことができる。

2 第12条の3第3項の規定は、前項の規定により予備申請が行われた場合について準用する。この場合において、第12条の3第3項中「第1項の規定により上場市場の変更申請が行われた日」とあるのは「第12条の5第1項の規定により上場市場の変更予備申請が行われた日」と、「当該上場市場の変更申請」とあるのは「当該上場市場の変更予備申請及び当該上場市場の変更予備申請が行われた日から起算して1年以内に行われた日から起算して1年以内に行われた上場市場の変更申請」とそれぞれ読み替える。

3 第1項の規定により上場市場の変更予備申請が行われた場合には、第12条の6第1項に規定する「株券上場審査基準」に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。

4 第12条の3第6項の規定は、前項の審査を行う場合について準用する。

5 （略）

付 則

1 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この改正施行の日から起算して1年前より後において予備申請を行っている者について、改正後の第2条及び第7条の2並びに第12条の5の規定を適用することが適当でないと本所が認める場合には、なお、従前の例による。

である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）から3か月前より後においては、上場市場の変更申請を行おうとする日その他の事項を記載した「上場市場の変更予備申請書」及び上場市場の変更申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、上場市場の変更申請の予備的申請（以下「上場市場の変更予備申請」という。）を行うことができる。

（新設）

2 前項の規定により上場市場の変更予備申請が行われた場合には、第12条の6第1項に規定する「株券上場審査基準」に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。

3 第12条の3第5項の規定は、前項の審査を行う場合について準用する。

4 （略）

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場審査基準) 第4条 第2条に規定する上場審査は、次の第1号、第3号から第11号までに適合する新規上場申請者の株券、優先出資証券及び外国株預託証券等で、第2号又は第2号の2に適合するものを対象として行うものとする。 (1)～(3) (略) (4) 事業継続年数 上場申請日の直前事業年度の末日から起算して3か年以前から<u>株式会社として継続的に事業活動をしていること</u>。 (5) (略) (6) 利益の額 最近1年間(「最近」の計算は、<u>基準事業年度(有価証券上場規程第3条第2項第4号に定める「上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ)</u>の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。)の利益の額が5,000万円以上であること。 (7)～(11) (略) 2～6 (略) (Q-Boardへの上場審査基準) 第6条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に本店を有する者又は有価証券上場規程第3条第2項第8号cに基づく書面について本所が適当と認める者であって、次の各号に適合する新規上場申請者の株券及び外国株預託証券等を対象として行うものとする。 (1) 株主数等 a 上場申請日から上場日の前日までの期間に、500単位以上の上場申請に係る株券の公募を行うこと。ただし、<u>次の(a)か</u>	(上場審査基準) 第4条 第2条に規定する上場審査は、次の第1号、第3号から第11号までに適合する新規上場申請者の株券、優先出資証券及び外国株預託証券等で、第2号又は第2号の2に適合するものを対象として行うものとする。 (1)～(3) (略) (4) 事業継続年数 上場申請日の直前事業年度の末日から起算して3か年以前から<u>取締役会(新規上場申請者が協同組織金融機関又は外国会社である場合は、これに相当する機関)を設置して継続的に事業活動をしていること</u>。 (5) (略) (6) 利益の額 最近1年間(「最近」の計算は、<u>上場申請日の直前事業年度の末日</u>を起算日としてさかのぼる。以下同じ。)の利益の額が5,000万円以上であること。 (7)～(11) (略) 2～6 (略) (Q-Boardへの上場審査基準) 第6条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に本店を有する者又は有価証券上場規程第3条第2項第8号cに基づく書面について本所が適当と認める者であって、次の各号に適合する新規上場申請者の株券及び外国株預託証券等を対象として行うものとする。 (1) 株主数等 a 上場申請日から上場日の前日までの期間に、500単位以上の上場申請に係る株券の公募を行うこと。ただし、<u>新規上場申請</u>

ら（c）のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（a） 上場日における時価総額が250億円以上となる見込みがあり、かつ、株券上場廃止基準第2条第1項第2号に該当しないこととなる見込みのある場合

（b） 新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請が行われ、かつ、新規上場申請日から上場日の前日までの期間に新規上場申請に係る株券の公募を行わない場合には、本所が別に定める株式の数が、上場の時までに500単位以上となる見込みのある場合

（c） 新規上場申請者が、国内の他の金融取引所（法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場を除く。）に上場されている株券の発行者である場合

b （略）

（2）・（3） （略）

（3）の2 事業継続年数

上場申請日から起算して1か年以前から株式会社として継続的に事業活動をしていること。

（4）～（6） （略）

2～4 （略）

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。
- 2 改正後の規定は、この改正規定施行の日以後に上場申請（予備申請を含む。）又は上場市場の変更申請を行う者から適用する。

者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請が行われ、かつ、上場申請日から上場日の前日までの期間に上場申請に係る株券の公募を行わない場合には、本所が別に定める株式の数が、上場の時までに500単位以上となる見込みのあること

b （略）

（2）・（3） （略）

（3）の2 事業継続年数

上場申請日から起算して1か年以前から取締役会（新規上場申請者が外国会社である場合には、これに相当する機関）を設置して継続的に事業活動をしていること。

（4）～（6） （略）

2～4 （略）

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場廃止基準) 第2条 上場銘柄(Q-B o a r d上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。 (1)～(11)の2 (略) (12) 上場契約違反等 次のa又はbに掲げる場合において、当該a又はbに該当すると本所が認めた場合 a 上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の2又は第12条の3第4項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合 (13)～(20) (略) 2～4 (略) 付 則 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。	(上場廃止基準) 第2条 上場銘柄(Q-B o a r d上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。 (1)～(11)の2 (略) (12) 上場契約違反等 次のa又はbに掲げる場合において、当該a又はbに該当すると本所が認めた場合 a 上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の2又は第12条の3第3項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合 (13)～(20) (略) 2～4 (略)

優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場申請) 第2条 (略) 2 (略) <u>3 前2項の規定により上場申請が行われた日から起算して1年以内に新規上場が行われなかった場合には、当該上場申請は効力を失うものとする。</u> <u>4 第2項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号から第5号までに定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類(本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。)</u>については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。 付 則 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。	(上場申請) 第2条 (略) 2 (略) (新設) <u>3 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号から第5号までに定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類(本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。)</u>については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場申請) 第2条 (略) 2 債券の上場を申請しようとする者が、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第1項第3号に定める債券の発行者である場合は、前項各号に掲げる書類のほか、最近3事業年度(「最近」の計算は、<u>上場予定日の直前事業年度(ただし、本所が適当と認める場合は、その前の事業年度)の末日を起算日としてさかのぼる。</u>)の経理の状況を記載した書類を提出するものとする。ただし、本所の上場有価証券の発行者である場合には、提出を要しない。 3 (略) <u>4 第3項の規定により上場申請が行われた日から起算して1年以内に新規上場が行われなかった場合には、当該上場申請は効力を失うものとする。</u> <u>5 第3項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類(本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。)については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。</u> <u>6 (略)</u> 付 則 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。	(上場申請) 第2条 (略) 2 債券の上場を申請しようとする者が、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第1項第3号に定める債券の発行者である場合は、前項各号に掲げる書類のほか、最近3事業年度の経理の状況を記載した書類を提出するものとする。ただし、本所の上場有価証券の発行者である場合には、提出を要しない。 3 (略) (新設) <u>4 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類(本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。)については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。</u> <u>5 (略)</u>

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場申請) 第2条 (略) 2 (略) <u>3 前2項の規定により上場申請が行われた日から起算して1年以内に新規上場が行われなかった場合には、当該上場申請は効力を失うものとする。</u> <u>4 第2項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号又は第3号に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類(本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。)</u>については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。 付 則 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。	(上場申請) 第2条 (略) 2 (略) (新設) <u>3 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号又は第3号に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類(本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。)</u>については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場申請) 第3条 不動産投資信託証券の上場は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める者からの申請により行うものとする。 2～7 (略) <u>8 前7項の規定により新規上場申請が行われた日から起算して1年以内に新規上場申請が行われなかった場合には、当該新規上場申請は効力を失うものとする。</u> <u>9 第7項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第2項各号(第1号aを除く。)及び次条第1項に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類(本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。)については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。</u> (上場申請に係る宣誓書等) 第3条の2 (略) (削る) (上場審査基準) 第4条 不動産投資信託証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。 (1) (略) (2) 上場申請銘柄が、次のaからpまでに適合していること。 a～i (略) j 次の(a)及び(b)に適合していること。	(上場申請) 第3条 不動産投資信託証券の上場は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める者からの申請により行うものとする。 2～7 (略) (新設) <u>8 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第2項各号(第1号aを除く。)及び次条第1項に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類(本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。)については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。</u> (上場申請に係る宣誓書等) 第3条の2 (略) <u>2 不動産投資信託証券の上場を申請した者は、本所が当該不動産投資信託証券の上場を承認した場合には、本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出するものとする。</u> (上場審査基準) 第4条 不動産投資信託証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。 (1) (略) (2) 上場申請銘柄が、次のaからpまでに適合していること。 a～i (略) j 次の(a)及び(b)に適合していること。

(a) <u>上場申請銘柄に係る最近2年間(最近の計算は、基準計算期間又は基準営業期間(有価証券報告書等に経理の状況として財務諸表等が記載される最近の計算期間又は営業期間をいう。))の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。)</u>に終了する各計算期間(信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このjにおいて同じ。)若しくは各営業期間(当該投資証券の発行者の設立後の期間に限る。以下このjにおいて同じ。)の財務諸表等又は各計算期間若しくは各営業期間における中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等(有価証券届出書、並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書をいう。以下同じ。)に「虚偽記載」を行っていないこと。 (b) (略) k～p (略) (3) (略) 2 (略) (新不動産投資信託証券等の上場申請手続等) 第8条 (略) 2 (略) 3 <u>第1項の規定により新投資口予約券証券の上場申請が行われた日から起算して1年以内に上場が行われなかった場合には、当該上場申請は効力を失うものとする。</u> 4 (略) (新投資口予約権証券の上場) 第8条の2 第8条の規定により上場申請のあった新投資口予約権証券が、上場不動産投資信託証券を目的とするものである場合には、次の各号に掲げる基準に適合するときに上場を承	(a) 上場申請銘柄に係る最近2年間に終了する各計算期間(信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このjにおいて同じ。)若しくは各営業期間(当該投資証券の発行者の設立後の期間に限る。以下このjにおいて同じ。)の財務諸表等又は各計算期間若しくは各営業期間における中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等(有価証券届出書、並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書をいう。以下同じ。)に「虚偽記載」を行っていないこと。 (b) (略) k～p (略) (3) (略) 2 (略) (新不動産投資信託証券等の上場申請手続等) 第8条 (略) 2 (略) (新設) 3 (略) (新投資口予約権証券の上場) 第8条の2 第8条の規定により上場申請のあった新投資口予約権証券が、上場不動産投資信託証券を目的とするものである場合には、次の各号に掲げる基準に適合するときに上場を承
---	--

認するものとする。

(1) ・ (2) (略)

(3) 新投資口予約権証券の発行者である上場投資法人の運用成績及び財政状態が、次のa及びbのいずれにも該当していないこと(コミットメント型の場合を除く。)

a 直前営業期間(直近で提出した有価証券報告書等が対象とする営業期間をいう。次のbにおいて同じ。)において純利益の額が正でないこと。

b 直前営業期間の末日において純資産総額が5億円以上でないこと。

(4) (略)

2 (略)

(不動産投資信託証券の上場廃止基準)

第12条 上場不動産投資信託証券の発行者等に係る上場廃止の基準については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券

a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が次のいずれかに該当する場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が行っていた業務が他の投資信託委託会社に引き継がれ、かつ、当該他の投資信託委託会社が不動産投資信託証券上場契約書を提出するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。

(a) ～ (d) (略)

b 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消

認するものとする。

(1) ・ (2) (略)

(3) 新投資口予約権証券の発行者である上場投資法人の運用成績及び財政状態が、次のa及びbのいずれにも該当していないこと(コミットメント型の場合を除く。)

a 新規上場申請日の直前営業期間において純利益の額が正でないこと。

b 新規上場申請日の直前営業期間の末日において純資産総額が5億円以上でないこと。

(4) (略)

2 (略)

(不動産投資信託証券の上場廃止基準)

第12条 上場不動産投資信託証券の発行者等に係る上場廃止の基準については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券

a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が次のいずれかに該当する場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が行っていた業務が他の投資信託委託会社に引き継がれ、かつ、当該他の投資信託委託会社が不動産投資信託証券上場契約書及び第3条の2第2項に規定する「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。

(a) ～ (d) (略)

b 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消

された場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が不動産投資信託証券上場契約書を提出するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券

上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次のいずれかに該当する場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が不動産投資信託証券上場契約書を提出するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。

a ～ b (略)

(3) (略)

2 ～ 4 (略)

(有価証券上場規程の読替え)

第15条 不動産投資信託証券に係る有価証券上場規程第6条、第7条の2、第13条、第14条第2項の規定の適用については、同第6条中「新規上場申請者」とあるのは「上場申請銘柄の発行者」と、「第7条の2第1項」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第15条の規定により読み替えて適用する第7条の2第1項」と、同第7条の2中「株券、優先出資証券又は外国株預託証券等（上場有価証券の発行者が発行者であるものを除く。）の上場申請を行おうとする者（株券

された場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が不動産投資信託証券上場契約書及び第3条の2第2項に規定する「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券

上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次のいずれかに該当する場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が不動産投資信託証券上場契約書及び第3条の2第2項に規定する「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。

a ～ b (略)

(3) (略)

2 ～ 4 (略)

(有価証券上場規程の読替え)

第15条 不動産投資信託証券に係る有価証券上場規程第6条、第7条の2、第13条、第14条第2項の規定の適用については、同第6条中「新規上場申請者」とあるのは「上場申請銘柄の発行者」と、「第7条の2第1項」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第15条の規定により読み替えて適用する第7条の2第1項」と、「上場申請を行おうとする日の属する事業年度に」とあるのは「上場申請を行おうとする日から起算して3か月が経過する日までに」と、同第7条の2

上場審査基準第4条第6項又は第6条第4項の規定の適用を受ける者を除く。）」とあるのは「不動産投資信託証券の上場申請を行おうとする者（不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項の適用を受ける者を除く。）」と、「前条に規定する「株券上場審査基準」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項に規定する基準」と、「第3条第11項の規定は、前項の審査」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第3条第6項の規定は、同特例第15条の規定により読み替えて適用する前項の審査」と、「予備申請を行う者」とあるのは「予備申請を行う者のうち不動産投資信託証券の発行者であるもの」と、同第13条中「上場有価証券の発行者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者等」と、同第14条第2項中「上場会社」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者等」と、「株券上場廃止基準第3条の2第1項及び第2項に規定する審査」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い8．（6）aの（c）に規定する審査」とする。

付 則

この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。

中「株券、優先出資証券又は外国株預託証券等（上場有価証券の発行者が発行者であるものを除く。）の上場申請を行おうとする者（株券上場審査基準第4条第6項又は第6条第4項の規定の適用を受ける者を除く。）」とあるのは「不動産投資信託証券の上場申請を行おうとする者（不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項の適用を受ける者を除く。）」と、「当該上場申請を行おうとする日の直前事業年度の末日からさかのぼって3か月前の日以後」とあるのは「当該上場申請を行おうとする日からさかのぼって3か月前の日以後」と、「前条に規定する「株券上場審査基準」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項に規定する基準」と、「第3条第10項の規定は、前項の審査」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第3条第6項の規定は、同特例第15条の規定により読み替えて適用する前項の審査」と、「予備申請を行う者」とあるのは「予備申請を行う者のうち不動産投資信託証券の発行者であるもの」と、同第13条中「上場有価証券の発行者」と、同第14条第2項中「上場会社」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者等」と、「株券上場廃止基準第3条の2第1項及び第2項に規定する審査」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い8．（6）aの（c）に規定する審査」あるのは「上場不動産投資信託証券の発行者等」とする。

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(成行呼値等の禁止) 第7条 本所は、<u>直接上場銘柄の初値の決定日まで、成行呼値等を禁止することができる。</u> <u>2 本所は、前項のほか、売買の状況等を勘案して必要があると認めるときは、成行呼値等を禁止することができる。</u> 付 則 この改正規定は、令和5年6月26日から施行する。	(成行呼値の禁止) 第7条 本所は、<u>売買の状況等を勘案して必要があると認めるときは、成行呼値を禁止することができる。</u> (新設)

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係 (1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaから<u>d</u>までに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がQ－B o a r dへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（Q－B o a r dへの上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び本所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。 a～bの2 （略） bの3 最近2年間（「最近」の計算は、<u>基準事業年度（この2.（1）に定める「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）</u>の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。）に終了した事業年度（<u>基準事業年度</u>を除く。）又は連結会計年度（<u>基準連結会計年度（この2.（1）に定める「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近連結会計年度をいう。以下同じ。）</u>を除く。）に係る財務諸表又は連結財務諸表が、法第5条第1項又は法第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されている場合は、「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に当該財務諸表又は連結財務	2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係 (1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaから<u>e</u>までに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がQ－B o a r dへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（Q－B o a r dへの上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び本所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。 a～bの2 （略） bの3 最近2年間（「最近」の計算は、<u>新規上場申請日の直前事業年度の末日</u>を起算日としてさかのぼる。以下同じ。）に終了した事業年度（<u>直前事業年度</u>を除く。）又は連結会計年度（<u>直前連結会計年度</u>を除く。）に係る財務諸表又は連結財務諸表が、法第5条第1項又は法第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されている場合は、「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に当該財務諸表又は連結財務諸表を添付するものとする。

諸表を添付するものとする。

(削る)

c 新規上場申請者（Q－B o a r d への新規上場申請者を除く。以下この d 及び次の d の 2 において同じ。）が最近 1 年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の（a）又は（b）に掲げる行為を行っている場合（（a）に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 3 8 年大蔵省令第 5 9 号。以下「財務諸表等規則」という。）第 8 条第 3 項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が行っている場合を含む。）は、a 及び b の規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書（I の部）」に当該（a）又は（b）に定める財務計算に関する書類（当該「上場申請のための有価証券報告書（I の部）」に記載されているもの及び本所が添付を要しないものとして認めるものを除く。）を添付するものとする。ただし、当該（a）又は（b）に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないときは、この限りでない。

（a） 合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び株券上場審査基準第 4 条第 2 項第 1 号に該当する合併を除く。（4） f 及び g の（a）並びに 1 0． a において同じ。）

合併当事会社（新規上場申請者及びその子会社を除く。（4） f 及び g の（a）において同じ。）に係る当該合併の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除くものとし、法の規定に従って財務諸表等を作成す

(削る)

ることが著しく困難であると認められる場合は、会社法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。)

(b) 子会社化 (他の会社を子会社とすることをいう。以下この取扱いにおいて同じ。) 又は非子会社化 (他の会社の親会社 (財務諸表等規則第 8 条第 3 項に規定する親会社をいう。以下同じ。)) でなくな
ることをいう。以下この取扱いにおいて
同じ。)

当該子会社に係る当該子会社化又は
非子会社化の直前の事業年度及び連結
会計年度の財務諸表等 (連結財務諸表を
作成すべき会社でない場合及び連結財
務諸表を作成することが著しく困難で
あると認められる場合は、連結財務諸表
を除くものとし、法の規定に従って財務
諸表等を作成することが著しく困難で
あると認められる場合は、会社法の規定
に従って作成された貸借対照表及び損
益計算書とすることができる。)

d 新規上場申請者が、最近 2 年間又は上場
申請日の属する事業年度の初日以後にお
いて合併を行っている場合 (当該合併が実
体を有しない会社を存続会社とする合併
であると認められるものに限る。) 又は持
株会社 (私的独占の禁止及び公正取引の確
保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54
号) 第 9 条第 5 項第 1 号に規定する持株会
社のうち国内の会社その他これに準ずる
ものとして本所が適当と認める国内の会
社をいう。以下同じ。) になった場合 (他の
会社に事業を承継させる又は譲渡するこ
とに伴い持株会社になった場合を除く。)
には、「上場申請のための有価証券報告書
(I の部)」のうち当該合併以前の期間又
は持株会社になる前の期間に係る記載内

c (略)

d (略)

e (略)

f (略)

(2) ～ (2) の 4 (略)

(3) 第 9 号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q－B o a r d への新規上場申請者は、d に規定する書類については、添付を要しない。

a ～ c の 2 (略)

d 新規上場申請者（新規上場申請者の子会社その他の本所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下この d において同じ。）が基準事業年度の末日から起算して 2 年前の日より後において組織再編行為等を行っている場合であって、組織再編対象会社等が次の（a）から（c）までのいずれかに該当するときは、組織再編対象会社等に係る当該（a）から（c）までに掲げる書類（この 2.（1）に定める「上場申請のための有価証券報告

容については当該合併によるすべての解散会社（当該合併の直前事業年度の末日において他の解散会社の連結子会社である会社その他の本所が記載を要しないものとして認める会社を除く。）又は持株会社になった日のすべての子会社（持株会社になった日の直前事業年度の末日において他の子会社の連結子会社である会社その他本所が記載を要しないものとして認める会社を除く。）についても記載するものとする。

（注） c 及び d の規定については、本所が必要と認める場合には、新規上場申請者との合併より解散した会社についても新規上場申請者とみなしてこれらの規定を適用するものとする。

e (略)

f (略)

g (略)

h (略)

(2) ～ (2) の 4 (略)

(3) 第 9 号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q－B o a r d への新規上場申請者は、d 及び e から g までに規定する書類については、添付を要しない。

a ～ c の 2 (略)

d 新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに 2 か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）で、かつ、持株会社になった日の子会社が複数あるときは、当該期間のうち持株会社になる前の期間における当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類（複数の子会社の連結損益計算書等（連結損益計算書及び連結包括利益計算

書（Ⅰの部）」に記載又は添付されるもの
その他の本所が提出を要しないものとし
て認めるものを除く。）

（a） 組織再編主体会社等（新規上場申
請者（新規上場申請者の子会社その他の
本所が新規上場申請者とみなすことが
適当と認めるものを含む。以下この（a）
及び（b）において同じ。）による組織
再編行為等（合併、株式交換、株式移転、
株式交付、子会社化若しくは非子会社
化、会社分割又は事業の譲受け若しくは
譲渡をいうものとする。以下同じ。）の対
象となる会社又は事業（以下「組織再編
対象会社等」という。）のうち、新規上
場申請者よりも規模の大きいもの（複数
ある場合には、そのうち最も規模が大き
いものをいう。）をいう。ただし、新規
上場申請者が組織再編行為等に伴い新
設される場合においては、組織再編対象
会社等のうち、最も規模の大きいものを
いう。この場合において、「規模」の大
小は、組織再編行為等の直前における総
資産額、純資産の額、売上高及び利益の
額等を比較して決定する（（c）におい
て同じ。）。）（会社を対象に組織再編
行為等が行われる場合に限る。）

基準事業年度の末日から起算して2
年前の日より後から組織再編行為等
を行うまでの期間に終了する各事業年度
及び各連結会計年度の財務諸表等

（b） 組織再編主体会社等（前（a）に
掲げる場合を除く。）

基準事業年度の末日から起算して2
年前の日より後から組織再編行為等
を行うまでの期間における財務計算に関
する書類（当該財務計算に関する書類
は、本所が定める「部門財務情報の作成
基準」その他の合理的と認められる基
準に従って作成するものとする。）

書、又は連結損益及び包括利益計算書をい
う。）若しくは損益計算書又は四半期連結
損益計算書等（四半期連結損益計算書及び
四半期連結包括利益計算書、又は四半期連
結損益及び包括利益計算書をいう。）若し
くは四半期損益計算書を結合した損益計
算書及び精算表をいい、新規上場申請者が
上場申請日の属する事業年度の初日以後
持株会社になった場合には、当該複数の子
会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を
結合した貸借対照表を含む。以下同じ。）
（2.（1）dの規定により「上場申請のた
めの有価証券報告書（Ⅰの部）に記載され
るものを除く。）」

この場合において、当該結合財務情報に
関する書類は、本所が定める「結合財務情
報の作成基準」その他の合理的と認められ
る基準に従って作成するものとする。

(c) 組織再編に重要な影響を与える会社等（組織再編対象会社等のうち、その規模が新規上場申請者の規模の過半となるものをいう。ただし、新規上場申請者が組織再編行為等に伴い新設される場合においては、組織再編対象会社等のうち、その規模が組織再編主体会社等の規模の過半となるものをいう。）

基準事業年度の末日から起算して2年前の日より後から組織再編行為等を行うまでの期間における財務情報の概要について記載した書類

dの2からgまで 削除

dの2 新規上場申請者が会社分割等により他の会社の事業を承継する会社（当該他の会社から承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、最近2年間にその承継前の期間が含まれる場合は、当該期間における当該他の会社から承継する事業に係る財務計算に関する書類 2部

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

e 新規上場申請者が、会社分割等により他の会社の事業を承継する会社（当該他の会社から承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、最近2年間にその承継前の期間が含まれる場合は、当該期間のうちその承継前の期間における当該他の会社の財務諸表等

各2部

eの2 新規上場申請者が、他の会社の事業を譲り受ける会社（当該他の会社から譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、最近2年間にその譲受け前の期間が含まれる場合は、当該期間における譲受けの対象となる部門に係る財務計算に関する書類 各2部

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

e の 3 新規上場申請者が、他の会社の事業を譲り受ける会社（当該他の会社から譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、最近 2 年間にその譲受け前の期間が含まれる場合は、当該期間のうちその譲受け前の期間における当該他の会社の財務諸表等 各 2 部

f 新規上場申請者又はその子会社が最近 2 年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後に合併を行っている場合には、合併当事会社すべての当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（「上場申請のための有価証券報告書（I の部）」に記載又は添付されるもの及び本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。） 各 2 部

g 新規上場申請者が、最近 1 年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の（a）から（d）までに掲げる行為（（a）、（b）及び（d）に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社が行っている場合を含む。）のいずれかを行っている場合（当該行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えない場合を除く。）には、当該（a）から（d）までに定める書類（本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。） 2 部

（a） 合併

合併当事会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「上場申請のための被合併会社等の概要書」

（b） 会社分割（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の会社分割を除く。10. a において同

じ。)

イ 分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類（会社分割等の直前事業年度に係るものに限る。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

ロ 分割により承継される事業の概況及び会社分割の理由等を記載した本所所定の「上場申請のための会社分割概要書」

(c) 子会社化又は非子会社化

子会社化又は非子会社化に係る異動子会社の概況及び異動の理由等を記載した本所所定の「上場申請のための異動子会社に関する概要書」

(d) 事業の譲受け又は譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。10. aにおいて同じ。）

イ 譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類（譲受け又は譲渡を行った事業年度の直前事業年度に係るものに限る。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

ロ 譲受け又は譲渡に係る事業の概況、譲受け又は譲渡の理由及び譲受け又は譲渡の対価等を記載した本所所定の「上場申請のための事業の譲受け（又は譲渡）概要書」

(注) d から g までの規定については、本所が必要と認める場合には、新規上場申請者との合併により解散し

h～m (略)

mの2 上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券以外の株券である場合において、上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わないときは、新規上場申請者の幹事会員が作成した次の(a)及び(b)に掲げる書類

(a) 上場申請に係る株券の評価額について記載した書類

(b) 上場申請に係る株券の上場後ににおける流動性確保のための方策について記載した書類

n～nの6 (略)

o Q-B o a r d への新規上場申請者は、次の書類

(a) (略)

(b) 最近2事業年度(「最近」の計算は、基準事業年度(2.(1)に定める「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。)における連結子会社に関する決算報告書

(削る)

(削る)

(4) 前(3)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第9号に掲

た会社についても新規上場申請者とみなしてこれらの規定を適用するものとする。

h～m (略)

(新設)

n～nの6 (略)

o Q-B o a r d への新規上場申請者は、次の書類

(a) (略)

(b) 最近2事業年度における連結子会社に関する決算報告書

(c) 最近2事業年度に合併を行っている場合には、当該期間内に終了する事業年度における被合併会社の財務諸表等(本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。)

(d) 株券上場審査基準第6条第1項第1号aただし書の規定の適用を受ける場合は、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

(4) 前(3)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第9号に掲

げる「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q－B o a r d への新規上場申請者は、a から d まで、e 及び j に規定する書類については、添付を要しない。

a ～ d の 2 （略）

e 新規上場申請者（新規上場申請者の子会社その他の本所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下この号において同じ。）が前事業年度の末日から起算して2年前の日より後において組織再編行為等を行っている場合で、当取引所が必要と認めるときは、前（3）d（a）～（c）までに掲げる書類に準ずる書類
各 2 部

f ～ i （略）

j 上場申請に係る株券若しくは当該株券に係る権利を表示する預託証券又は上場申請に係る預託証券若しくは当該預託証券に表示される権利に係る株券が国内の他の金融商品取引所又は第3条第3項第3号bに定める外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合において、上場申請に係る外国株券等の公募又は売出しを行わないときは、新規上場申請者の幹事会員が作成した次の（a）及び（b）に掲げる書類

（a） 上場申請に係る外国株券等の評価額について記載した書類

（b） 上場申請に係る外国株券等の上場後における流動性確保のための方策について記載した書類

（削る）

3. 第3条（新規上場申請手続）第3項関係

げる「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q－B o a r d への新規上場申請者は、a から d まで、e 及び j に規定する書類については、添付を要しない。

a ～ d の 2 （略）

e 新規上場申請者が外国持株会社になった後又は合併を行った後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2年以上経過していない場合（他の会社に事業を継承させる又は譲渡することに伴い外国持株会社になった場合を除く。）で、本所が必要と認めるときは、本所が必要と認める財務書類
各 2 部

f ～ i （略）

j 上場申請に係る株券若しくは当該株券に係る権利を表示する預託証券又は上場申請に係る預託証券若しくは当該預託証券に表示される権利に係る株券が国内の他の金融商品取引所又は第3条第3項第3号bに定める外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合において、上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わないときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

（5） （1）d 及び（4）g に規定する「重要な影響」については、別添1「新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について」に定めるところによるものとする。

3. 第3条（新規上場申請手続）第3項関係

(1) 第3項の規定により有価証券上場申請書に添付する「上場申請のための有価証券報告書」は、2.(1)の規定にかかわらず、Iの部のみをもって成るものとし、2.(1)aからeまでの規定に準じて作成するものとする。

(2) 第1号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c、d及び全2.(4)gに規定する書類をいうものとする。

a・b (略)

c 新規上場申請者が株券上場審査基準第4条第6項第5号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の基準連結会計年度(当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の基準事業年度)における同号に規定する他の会社が承継する事業及び当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る財務計算に関する書類(本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。)

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

d (略)

(3) 第2号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c、d及び前2.(4)i(f)に規定する書類をいうものとする。

a・b (略)

c 新規上場申請者が株券上場審査基準第6条第4項第5号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の基準連結会計年度(当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の基準事業年度)におけ

(1) 第3項の規定により有価証券上場申請書に添付する「上場申請のための有価証券報告書」は、2.(1)の規定にかかわらず、Iの部のみをもって成るものとし、2.(1)aからfまでの規定に準じて作成するものとする。

(2) 第1号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c、d及び全2.(4)gに規定する書類をいうものとする。

a・b (略)

c 新規上場申請者が株券上場審査基準第4条第6項第5号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の直前連結会計年度(当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の直前事業年度)における同号に規定する他の会社が承継する事業及び当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る財務計算に関する書類(本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。)

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

d (略)

(3) 第2号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c、d及び前2.(4)i(f)に規定する書類をいうものとする。

a・b (略)

c 新規上場申請者が株券上場審査基準第6条第4項第5号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の最近連結会計年度(当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度)におけ

る同号に規定する他の会社が承継する事業及び当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る財務計算に関する書類(本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。)

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

d (略)

(4) ～ (6) (略)

4. 第3条(新規上場申請手続)第5項関係

(1)・(2) (略)

(3) 第8号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次のa及びbに掲げる書類をいうものとし、当該a又はbに定めるところに従い本所に提出するものとする。

a 基準事業年度の末日の翌日以後上場することとなる日までに社員総会又は総代会を開催した場合には、その議事録の写し
開催後遅滞なく

b (略)

5. 第3条(新規上場申請手続)第7項関係

(1) ～ (3) (略)

(4) 第1号の規定により本所が指定するものは、「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載及び添付する次の財務諸表等とする。

a 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等(新規上場申請者が民営化外国会社である場合であって、当該事業年度において作成していない財務書類があるときで、当該財務書類を新たに作成することが著しく困難であると認められるときの当該財務書類を除く。)

る同号に規定する他の会社が承継する事業及び当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る財務計算に関する書類(本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。)

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

d (略)

(4) ～ (6) (略)

4. 第3条(新規上場申請手続)第5項関係

(1)・(2) (略)

(3) 第8号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次のa及びbに掲げる書類をいうものとし、当該a又はbに定めるところに従い本所に提出するものとする。

a 上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに社員総会又は総代会を開催した場合には、その議事録の写し
開催後遅滞なく

b (略)

5. 第3条(新規上場申請手続)第7項関係

(1) ～ (3) (略)

(4) 第1号の規定により本所が指定するものは、「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載及び添付する次の財務諸表等とする。

a 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等(2.(1)dの2に規定する合併による解散会社又は持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係る財務諸表等及び新規上場申請者が民営化外国会社である場合であって、当該事業年度において作成し

b (略)

6. 第3条(新規上場申請手続)第8項関係

第8項に規定する「監査概要書」、「中間監査概要書」及び「四半期レビュー概要書」については、次の取扱いによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載する新規上場申請者の基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に関する「監査概要書」には、会社の会計組織、経理規程、原価計算制度、内部統制組織、内部監査組織、連結財務諸表作成のための体制とその運用及び連結財務諸表の作成に関する経理規程並びに連結子会社及び持分法適用会社の経理規程の整備状況等に関する公認会計士又は監査法人による評価について記載した書面を添付するものとする。

(4) (略)

7. 第3条(新規上場申請手続)第9項関係

第9項に規定する「本所が定める財務計算に関する書類」とは、次の(1)から(5)までに掲げる書類をいい、当該(1)から(5)までに定める書面を添付するものとする。

(1) 2.(1)dの(a)に規定する書類

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書。ただし、本所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める被合併会社等の財務諸表等に対するレビュー業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づ

ていない財務書類があるときで、当該財務書類を新たに作成することが著しく困難であると認められるときの当該財務書類を除く。)

b (略)

6. 第3条(新規上場申請手続)第8項関係

第8項に規定する「監査概要書」、「中間監査概要書」及び「四半期レビュー概要書」については、次の取扱いによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載する新規上場申請者の上場申請日の直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に関する「監査概要書」には、会社の会計組織、経理規程、原価計算制度、内部統制組織、内部監査組織、連結財務諸表作成のための体制とその運用及び連結財務諸表の作成に関する経理規程並びに連結子会社及び持分法適用会社の経理規程の整備状況等に関する公認会計士又は監査法人による評価について記載した書面を添付するものとする。

(4) (略)

7. 第3条(新規上場申請手続)第9項関係

第9項に規定する「本所が定める財務計算に関する書類」とは、次の(1)から(5)までに掲げる書類をいい、当該(1)から(5)までに定める書面を添付するものとする。

(1) 2.(1)cに規定する書類、「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載される財務諸表等のうち2.(1)dに規定する合併による解散会社若しくは持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係るもの又はfに規定する書類(fに規定する書類にあつては、合併主体会社の財務諸表等に限る。)

く財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書。ただし、本所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める被合併会社等の財務諸表等に対するレビュー業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面

(注) 合併主体会社とは、合併当事会社（新規上場申請者の子会社が合併を行っている場合には合併当事会社（新規上場申請者の子会社を除く。）及び新規上場申請者）のうち、事業規模の最も大なる会社をいうものとする。この場合において「事業規模」の大小は、総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等を勘案して決定する。

(削る)

(2) 2. (3) dに規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書。ただし、本所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める結合財務情報の作成に係る保証業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面

(2) 2. (1) dの(b)並びに3. (2) c及び(3) cに規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書。ただし、本所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対するレビュー業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面

(3) 2. (3) dの2並びに3. (2) c及び(3) cに規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書。ただし、本所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対するレビュー業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面

(削る)	<u>(4) 2.(3) e 及び e の 3 に規定する書類</u> <u>法第 193 条の 2 の規定に準じた監査に</u> <u>基づく監査報告書</u>
(削る)	<u>(5) 2.(3) e の 2 又は g の (b) イ 若し</u> <u>くは同 (d) イ に規定する書類</u> <u>一般に公正妥当と認められる監査の基準</u> <u>に準拠した監査に基づく監査報告書。ただ</u> <u>し、本所が適当と認める場合には、日本公認</u> <u>会計士協会が定める「東京証券取引所の有価</u> <u>証券上場規程に定める部門財務情報に対す</u> <u>るレビュー業務に関する実務指針」その他の</u> <u>合理的と認められる基準に準拠した手続に</u> <u>基づく財務数値等に係る意見又は結論を記</u> <u>載した書面</u>
9. 第 3 条（新規上場申請手続）第 12 項関係 (1) 第 12 項に規定する「第 2 項から第 10 項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。 a (略) b 「上場申請のための有価証券報告書（I の部）」（第 7 項若しくは第 9 項又は 2. (1) b の 2 の規定により添付される書類を含む。） c (略) (2) (略) (3) 第 12 項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。 a～c (略) d 2.(3) d に規定する書類（7. の規定により添付される書類を含む。） e～g (略) 10. 第 4 条（申請の不受理）関係	9. 第 3 条（新規上場申請手続）第 12 項関係 (1) 第 12 項に規定する「第 2 項から第 10 項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。 a (略) b 「上場申請のための有価証券報告書（I の部）」（第 7 項若しくは第 9 項又は 2. (1) b の 2 若しくは <u>d</u> の規定により添付される書類を含む。） c (略) (2) (略) (3) 第 12 項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。 a～c (略) d 2.(3) <u>d から g</u> までに規定する書類（<u>前 7. の 2</u> の規定により添付される書類を含む。） e～g (略) 10. 第 4 条（申請の不受理）関係

(1) 新規上場申請者（株券上場審査基準第4条第6項の規定の適用を受ける新規上場申請者及びQ－B o a r d への新規上場申請者を除く。）が次のa又はbに該当する場合には、上場申請を受け付けないものとする。

a 上場申請日以後、基準事業年度の末日から2年以内に、合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び株券上場審査基準第4条第6項第1号又は第2号に該当する合併を除く。）、会社分割（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の会社分割を除く。）、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。）を行う予定のある場合（合併、分割並びに事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行う予定のある場合を含む。）であって、新規上場申請者が当該行為により実質的な存続会社でなくなると本所が認めたとき。ただし、当該合併（合併を行った場合に限る。）が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められる場合及び当該分割が上場会社から事業を承継する人的分割（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であると認められる場合は、この限りでない。

b 新規上場申請者が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を基準事業年度の末日から2年以内に行う予定のある場合（上場日以前に行う予定のある場合を除く。）

(2) (略)

10. の2 第4条の2（本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係

(1) 新規上場申請者（株券上場審査基準第4条第6項の規定の適用を受ける新規上場申請者及びQ－B o a r d への新規上場申請者を除く。）が次のa又はbに該当する場合には、上場申請を受け付けないものとする。

a 上場申請日以後、同日の直前事業年度の末日から2年以内に、合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び株券上場審査基準第4条第6項第1号又は第2号に該当する合併を除く。）、会社分割（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の会社分割を除く。）、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。）を行う予定のある場合（合併、分割並びに事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行う予定のある場合を含む。）であって、新規上場申請者が当該行為により実質的な存続会社でなくなると本所が認めたとき。ただし、当該合併（合併を行った場合に限る。）が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められる場合及び当該分割が上場会社から事業を承継する人的分割（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であると認められる場合は、この限りでない。

b 新規上場申請者が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を上場申請日の直前事業年度の末日から2年以内に行う予定のある場合（上場日以前に行う予定のある場合を除く。）

(2) (略)

10. の2 第4条の2（本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係

(1) ～ (4) (略)

(5) 第1項の規定の適用を受けて本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い2.の規定の適用については、2.(2) a (b)、(2) a (c)、2.(2) b (a) ロ、2.(2) b (b) ロ「新規上場申請者」とあるのは「上場申請に係る株券の発行者」と、同項2.(2) b 中「上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」と同項2.(2) c (a) 及び2.(2) d 中「株券の発行者である新規上場申請者」とあるのは「株券を上場申請する新規上場申請者」とする。

(6) ～ (8) (略)

10. の3 第4条の3 (Q-B o a r dへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例) 関係

(1) (略)

(2) 第3項に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

a ～ c (略)

(3) ～ (6) (略)

10の4. 第4条の4 (上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例) 関係

(1) (略)

(2) 第4項に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

a ・ b (略)

(3) ・ (4) (略)

11. 第6条 (上場審査料) 関係

(1) 第6条に規定する本所が定める金額は、100万円 (Q-B o a r dへの新規上場申請者である場合は50万円) とする。ただし、次のa 又はb に掲げる場合には、その

(1) ～ (4) (略)

(5) 第1項の規程の適用を受けて本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い2.の規定の適用については、2.(2) a (b)、(2) a (c)、2.(2) b (a) ロ、2.(2) b (b) ロ「新規上場申請者」とあるのは「上場申請に係る株券の発行者」と、同項2.(2) b 中「上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」と同項2.(2) c (a) 及び2.(2) d 中「株券の発行者である新規上場申請者」とあるのは「株券を上場申請する新規上場申請者」とする。

(6) ～ (8) (略)

10. の3 第4条の3 (Q-B o a r dへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例) 関係

(1) (略)

(2) 第2項に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

a ～ c (略)

(3) ～ (6) (略)

10の4. 第4条の4 (上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例) 関係

(1) (略)

(2) 第3項に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

a ・ b (略)

(3) ・ (4) (略)

11. 第6条 (上場審査料) 関係

(1) 第6条に規定する本所が定める金額は、100万円 (Q-B o a r dへの新規上場申請者である場合は50万円) とする。ただし、次のa 又はb に掲げる場合には、その

半額とする。

a (略)

b 新規上場申請者が当該上場申請より前に上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日又は予備申請日から起算して3年以内に上場申請を行う場合

(2)～(6) (略)

1 1. の3 第7条の4 (上場申請のための有価証券報告書等の適正性に関する確認書) 関係
(削る)

(1) (略)

(2) (略)

1 4. の2 第10条の3 (新株予約証券の上場) 関係

(1)・(2) (略)

(3) 株券上場審査基準の取扱い2.(6)
a から i までの規定は、第1項第3号aに規定する利益の額について準用する。

(4)～(6) (略)

1 6. 第12条の3 (上場市場の変更) 関係

(1) (略)

(2) 前(1) a に掲げる「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」については、次のa から c に定めるところによる。

a (略)

b 「上場市場の変更申請のための有価証券報告書(Iの部)」は、基準事業年度の有価証券報告書と同一の記載内容とする。

c 第3条第7項第3号及び2.(1) b の3

半額とする。

a (略)

b 上場申請又は予備申請が行われたもののうち上場を認められなかった有価証券の発行者が、初回上場申請日(予備申請を行った場合にあっては、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日)の属する事業年度の翌事業年度末までに第2回目の上場申請をする場合

(2)～(6) (略)

1 1. の3 第7条の4 (取引所規則の遵守に関する確認書等) 関係

(1) 第2号に規定する書面には、新規上場申請者の代表者による署名を要するものとする。

(2) (略)

(3) (略)

1 4. の2 第10条の3 (新株予約証券の上場) 関係

(1)・(2) (略)

(3) 株券上場審査基準の取扱い2.(6) a から h まで及び j から l までの規定は、第1項第3号aに規定する利益の額について準用する。

(4)～(6) (略)

1 6. 第12条の3 (上場市場の変更) 関係

(1) (略)

(2) 前(1) a に掲げる「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」については、次のa から c に定めるところによる。

a (略)

b 「上場市場の変更申請のための有価証券報告書(Iの部)」は、直前事業年度の有価証券報告書と同一の記載内容とする。

c 第3条第7項第3号及び2.(1) b の3

の規定は、「上場市場の変更申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」について準用する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。
- 2 改正後の2.(3) d及びmの2並びに7.の規定は、この改正規定施行の日以後に新規上場申請（予備申請を含む。）を行う者から適用する。

(削る)

の規定は、「上場市場の変更申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」について準用する。
この場合において、2.(1) bの3中「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。」とあるのは「最近」の計算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日（上場市場の変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。）を起算日としてさかのぼる。」と読み替える。

別添1 新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

2.(1) c及び同(3) gに規定する「重要な影響」については、Ⅰに定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者等の財務諸表等における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額の各項目に係る影響度（Ⅱに掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。）を算出して、決定するものとする。

Ⅰ 合併、会社分割、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡（以下この別添1において「合併等」という。）に係る影響度が、いずれかの項目で50%以上である場合は、重要な影響があるものとして取り扱う。

Ⅱ 合併等に係る影響度は、合併等の行われた日の属する連結会計年度の直前連結会計年度に係る合併当事会社又は新規上場申請者等の連結財務諸表（合併当事会社又は新規上場申請者

等が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合又は連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、財務諸表とする。)における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額の各項目のそれぞれについて、次の各算式により計算するものとする。

1 合併に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

$$\frac{\text{合併主体会社以外の合併当事会社（新規上場申請者の子会社が合併する場合には、当該子会社以外の合併当事会社）の総資産額}}{\text{合併主体会社（新規上場申請者の子会社が合併する場合には、新規上場申請者）の総資産額}} \times 100(\%)$$

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、純資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

2 分割に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

$$\frac{\text{分割の対象となった部門等における総資産額に相当すると認められる額}}{\text{分割前の新規上場申請者の総資産額}} \times 100(\%)$$

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、純資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

3 事業の譲受け又は譲渡に係る影響度

(1) 純資産額の影響度

事業の譲受け又は譲渡の対象となった
資産額に相当すると認められる額

事業の譲受け又は譲渡前の新規上場申請

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の
影響度

前(1)の算式において、総資産額とあ
るのを、純資産の額、売上高又は利益の額
とそれぞれ読み替えて計算する。

4 子会社化又は非子会社化に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

子会社となった会社又
は子会社でなくなった
会社の総資産額 $\times 100(\%)$
子会社化又は非子会社
化前の新規上場申請者
の総資産額

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の
影響度

前(1)の算式において、総資産額とあ
るのを、純資産の額、売上高又は利益の額
とそれぞれ読み替えて計算する。

5 同一事業年度中に合併、事業を承継する分
割、事業の譲受け又は子会社化と事業を承継
させる分割、事業の譲渡又は非子会社化が行
われた場合の合併、事業を承継する分割、事
業の譲受け又は子会社化に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

合併主体会社以外の合併当時
会社(新規上場申請者の子会社
が合併する場合には、当該子会
社以外の合併当時会社)の総資
産額、分割により承継する部門
等における総資産額に相当す
ると認められる額、事業の譲受
けの対象となった部門等にお
ける総資産額に相当すると認
められる額又は子会社となっ
た会社の総資産額

$\times 100$

合併主体会社（新規上場申請者の子会社が合併する場合）又は新規上場申請者の総資産額

二

分割により承継させる部門等における総資産額に相当すると認められる額、事業の譲渡の対象となった部門等における総資産額に相当すると認められる額又は子会社でなくなった会社の総資産額

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、純資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

(注) 事業を承継させる分割、事業の譲渡又は非子会社化に係る影響度は、3.又は前4.の算式により計算する。

6 同一事業年度中に合併、事業を承継する分割、事業の譲受け又は子会社化が複数行われた場合の影響度及び事業を承継させる分割、事業の譲渡又は非子会社化が複数行われた場合の影響度は、合併等の対象会社の総資産額、純資産の額、売上高又は利益の額について、各項目ごとにそれぞれ合算した額をもって計算するものとする。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
2. 第4条（上場審査基準）第1項関係 （1）・（2） （略） （3） 上場時価総額 第3号に規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該a又はbに定める額をいうものとする。 a 国内の金融商品取引所に上場されている株券（外国会社の場合には、国内の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている外国株券）の発行者である新規上場申請者 （a） 当該新規上場申請者が上場申請に係る公募又は売出しを行う場合 当該公募又は売出しの価格と本所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の2営業日前の日以前1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されている国内の金融商品取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。次の（b）において同じ。）をいう。）のいずれか低い価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額 （b） （略） b 前aに規定する新規上場申請者以外の新規上場申請者 上場申請に係る公募又は売出しの価格（上場申請に係る公募又は売出しを行う場合以外の場合には、本所が合理的と認める算定式により計算された当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の評価額）に	2. 第4条（上場審査基準）第1項関係 （1）・（2） （略） （3） 上場時価総額 第3号に規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該a又はbに定める額をいうものとする。 a 国内の金融商品取引所に上場されている株券（外国会社の場合には、国内の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている外国株券）の発行者である新規上場申請者 （a） 当該新規上場申請者が上場申請に係る公募又は売出しを行う場合 当該公募又は売出しの<u>見込み</u>価格と本所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の2営業日前の日以前1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されている国内の金融商品取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。次の（b）において同じ。）のいずれか低い価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額 （b） （略） b 前aに規定する新規上場申請者以外の新規上場申請者 上場申請に係る公募又は売出しの<u>見込み</u>価格（上場申請に係る公募又は売出しを行う場合以外の場合には、本所が合理的と認める算定式により計算された当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の評価

上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

(4) 事業継続年数

a (略)

b 第4号において、新規上場申請者(新規上場申請者の子会社その他の本所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下このbにおいて同じ。)が過去に組織再編行為等(非子会社化、会社分割による他の会社への事業の承継又は事業の譲渡を除く。以下このbにおいて同じ。)を行っている場合には、組織再編主体会社等における主要な事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。この場合において、新規上場申請者が組織再編行為等を重ねて行っているときには、このbの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める会社における主要な事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。

c 第4号において、新規上場申請者が上場の時までに相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社における主要な事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。

(削る)

額)に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

(4) 事業継続年数

a (略)

b 第4号において、新規上場申請者が過去に合併を行っている場合、持株会社若しくは外国持株会社である場合又は上場の時までに相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、合併主体会社、当該持株会社の被支配会社(主体会社)又は当該相互会社における主要な事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。

c 第4号において、新規上場申請者が会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社(新規上場申請者の主要な事業が当該他の会社から承継される又は譲渡されるものである場合に限る。)である場合には、当該他の会社における当該事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。

d 新規上場申請者(b及び前cに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。)がb及び前cに規定する行為を重ねて行っている場合については、b及び前cの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める会社における主要な事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。

(5) 純資産の額

a 第5号に規定する上場日における純資産の額については、次の(a)及び(b)に掲げる区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する額を審査対象とするものとする。

(a) 基準事業年度の末日の翌日以後に新規上場申請者が「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合

直近の「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書に記載された直前四半期会計期間の末日における「純資産の額」

(b) 前(a)以外の場合

「上場申請のための有価証券報告書」に記載された基準事業年度の末日における「純資産の額」

b～e (略)

f 前eにおいて、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、前aに規定する直前四半期会計期間の末日以前3年間の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は前aに規定する直前四半期会計期間の末日における同中値により行うものとする。

g a (a)において、新規上場申請者(新規上場申請者の子会社その他の本所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下このgにおいて同じ。)が同(a)に規定する直前四半期会計期間の末日の翌日以後に組織再編行為等(非子会社化、会社分割による他の会社への事業の承継又は事業の譲渡を除く。)を行っている場合であって、本所が適当と認めるときにおいては、有価証券上場規程取扱い要領2.(3)dの規定により提出される書類に記載される組織再編主体会社等の純資産

(5) 純資産の額

a 第5号に規定する上場日における純資産の額については、次の(a)及び(b)に掲げる区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する額を審査対象とするものとする。

(a) 上場申請日の属する事業年度の初日以後に新規上場申請者が「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合

直近の「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書に記載された直前四半期会計期間の末日における「純資産の額」

(b) 前(a)以外の場合

「上場申請のための有価証券報告書」に記載された直前事業年度の末日における「純資産の額」

b～e (略)

f 前eにおいて、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、上場申請日の直前四半期会計期間の末日以前3年間の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は上場申請日の直前四半期会計期間の末日における同中値により行うものとする。

fの2 a (b)において、新規上場申請者又はその子会社が上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)又は(b)に掲げる行為を行っている場合には、当該(a)又は(b)に定める会社の純資産の額について審査対象とするものとする。

の額（a から前 f までの規定に基づき算定される純資産の額をいう。）又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。この場合において、新規上場申請者が組織再編行為等を重ねて行っているときには、この g の規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務情報に基づいて算定される純資産の額又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(a) 合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）

合併主体会社

(b) 株式交換（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。）

株式交換主体会社

g a (a) において、新規上場申請者が上場申請日の属する四半期会計期間の初日以後に持株会社になった場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、その子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額（当該子会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額）（当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該四半期連結貸借対照表又は四半期貸借対照表を結合した貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額）について審査対象とするものとする。

h a (a) において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限

h a (a)において、新規上場申請者が同(a)に規定する直前四半期会計期間の末日の翌日以後に相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における純資産の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額（保険業法第89条第1項ただし書に規定する額を除く。）を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

(削る)

(削る)

る。)であって、上場申請日の直前四半期会計期間の末日においてその事業を承継していない又は譲り受けていない場合には、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.

(3) dの2又はeの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。

i a (a)において、新規上場申請者が上場申請日の属する四半期会計期間の初日以後相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における純資産の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額（保険業法第89条第1項ただし書に規定する額を除く。）を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

j a (a)において、新規上場申請者が上場申請日の属する四半期会計期間の初日以後外国持株会社となった場合で、本所が適当と認めるときは、本所が適当と認める財務書類に基づいて算定される純資産の額について審査対象とするものとする。

k 新規上場申請者（gから前jまでに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）が上場申請日の属する四半期会計期間の初日以後においてeから前gまでに規定する行為を重ねて行っている場合については、gから前jまでの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務

i a (a) において、新規上場申請者が、同 (a) に規定する直前四半期会計期間の末日の翌日以後に新規上場申請に係る株券の公募を行う場合又は行った場合であって、直前四半期会計期間の末日における純資産の額、公募による調達見込額又は調達額及び審査対象とする純資産の額を記載した本所所定の「純資産の額計算書」を提出するときは、当該「純資産の額計算書」に記載される純資産の額について審査対象とするものとする。

j b から前 i までの規定は、a (b) について準用する。この場合において、これらの規定中「直前四半期会計期間」とあるのは、「基準事業年度」と、「四半期連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成 19 年内閣府令第 64 号）」とあるのは「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）」と、「同規則第 60 条第 1 項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第 45 条の 2 第 1 項に規定する準備金等」と、「同規則第 95 条において準用する連結財務諸表規則第 95 条」とあるのは「連結財務諸表規則第 95 条」と、「有価証券上場規程第 3 条第 6 項第 4 号に定める四半期貸借対照表のうち直近の四半期貸借対照表」とあるのは「「上場申請のための有価証券報告書」に記載された直前事業年度の末日における貸借対照表」と、「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成 19 年内閣府令第 63 号）」とあるのは「財務諸表等規則」と、「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「同規則第 53 条第 1 項に規定する準備金

情報に基づいて算定される純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。

1 新規上場申請者が、上場申請日の直前四半期会計期間の末日の翌日以後に新規上場申請に係る株券の公募を行う場合又は行った場合であって、直前四半期会計期間の末日における純資産の額、公募による調達見込額又は調達額及び審査対象とする純資産の額を記載した本所所定の「純資産の額計算書」を提出するときは、当該「純資産の額計算書」に記載される純資産の額について審査対象とするものとする。

m b から前 1 までの規定は、a (b) について準用する。この場合において、これらの規定中「直前四半期会計期間」とあるのは、「直前事業年度」と、「四半期連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成 19 年内閣府令第 64 号）」とあるのは「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）」と、「同規則第 60 条第 1 項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第 45 条の 2 第 1 項に規定する準備金等」と、「同規則第 95 条において準用する連結財務諸表規則第 95 条」とあるのは「連結財務諸表規則第 95 条」と、「有価証券上場規程第 3 条第 6 項第 4 号に定める四半期貸借対照表のうち直近の四半期貸借対照表」とあるのは「「上場申請のための有価証券報告書」に記載された直前事業年度の末日における貸借対照表」と、「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成 19 年内閣府令第 63 号）」とあるのは「財務諸表等規則」と、「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「同規則第 53 条第 1 項に規定する準備金

等」とあるのは「同規則第 54 条の 3 第 1 項に規定する準備金等」と、「四半期連結財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「結合四半期貸借対照表」とあるのは「結合貸借対照表」とそれぞれ読み替えるものとする。

(6) 利益の額

a ～ e (略)

f 第 6 号において、新規上場申請者（新規上場申請者の子会社その他本所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下この f において同じ。）が、審査対象期間の初日以後において組織再編行為等（非子会社化、会社分割による他の会社への事業の承継又は事業の譲渡を除く。）を行っている場合であって、本所が適当と認めるときにおいては、当該組織再編行為等を行う前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱い要領 2. (4) d の規定により提出される書類に記載される組織再編主体会社等の利益の額（a から前 d までの規定に基づき算定される利益の額をいう。）又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。この場合において、新規上場申請者が組織再編行為等を重ねて行っているときには、この f の規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務情報に基づいて算定される利益の額又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、合併主体会社の利益の額（c に規定する利益の額をいう。）又は合併当事者の結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

等」とあるのは「同規則第 54 条の 3 第 1 項に規定する準備金等」と、「四半期連結財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「結合四半期貸借対照表」とあるのは「結合貸借対照表」と、「上場申請日の属する四半期会計期間」とあるのは「上場申請日の属する事業年度」とそれぞれ読み替えるものとする。

(6) 利益の額

a ～ e (略)

f 第 6 号において、新規上場申請者又はその子会社が、審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）を行っている場合は、合併前については、合併主体会社の連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額（合併主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、合併主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額）について審査対象とするものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、合併主体会社の利益の額（c に規定する利益の額をいう。）又は合併当事者の結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

(削る)

f の 2 第 6 号において、新規上場申請者又はその子会社が審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において株式交換（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。）を行っている場合は、株式交換を行う前については、株式交換主体会社の連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（株式交換主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間である場合は、当該期間については、株式交換主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額）について審査対象とするものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、株式交換主体会社の利益の額（c に規定する利益の額をいう。）又は新規上場申請者の結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

(削る)

g 第 6 号において、新規上場申請者（新規申請者が f の規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに 2 年以上を経過していない場合（他の会社 に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、最近 2 年間のうち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結損益計算書等（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額（当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等（四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書、又は四半期連結損益及び包括

(削る)

g 第6号において、新規上場申請者が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であって、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の連結会計年度の連結損益計算書等（当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分別として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

(削る)

利益計算書をいう。以下同じ。）若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額）について審査対象とするものとする。

h 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者が f の規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、審査対象期間にその事業の承継又は譲受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲受け前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.（3）dの2又はeの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

i 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者が f の規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であって、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の連結会計年度の連結損益計算書等（当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づき算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分別として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

j 第6号において、新規上場申請者が直前事業年度の翌日以後外国持株会社となっ

(削る)

h 新規上場申請者が、審査対象期間の初日以後において持株会社になった場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除くものとし、持株会社になった日において複数の子会社がある場合に限る。）であって、本所が適当と認めるときにおいては、持株会社になる前の期間については、当該期間に係る当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類（複数の子会社の連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書及び精算表をいい、新規上場申請者が基準事業年度（「上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。）の末日の翌日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。）に基づき、第6号に規定する利益の額を算定することができるものとする。この場合において、当該書類には、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書

た場合で、本所が適当と認めるときは、本所が適当と認める財務書類に基づいて算定される利益の額について審査対象とするものとする。

k 新規上場申請者（f から前 j までに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）が審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において f から前 j までに規定する行為を重ねて行っている場合については、e から前 g までの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務情報に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

(新設)

（本所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める結合財務情報の作成に係る保証業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面）を添付することを要するものとする。

i (略)

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a～c (略)

d 第7号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書（基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいうものとする。

e 第7号において、新規上場申請者（新規上場申請者の子会社その他の本所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下このeにおいて同じ。）が、審査対象期間の初日以後において組織再編行為等（非子会社化、会社分割による他の会社への事業の承継又は事業の譲渡を除く。）を行っている場合であって、本所が適当と認めるときにおいては、当該組織再編行為等を行う前の期間については、組織再編主体会社等の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参

1 (略)

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a～c (略)

d 第7号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書（直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいうものとする。

e 第7号において、新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、審査対象期間のうち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結財務諸表（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表とし、当該子会社が複数ある場合は、当該複数の

照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

(削る)

(削る)

(8)～(10) (略)

(11) 第11号に規定する指定振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。

3. 第4条(上場審査基準)第6項関係

(1)～(3) (略)

(4) 第5号に規定する「当該他の会社が上

子会社連結損益計算書若しくは損益計算書を連結又は結合した損益計算書とする。)及び当該連結財務諸表が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

f 第7号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社(当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)であって、審査対象期間にその事業の承継又は譲受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲受け前の期間については、当該期間に係る当該他の会社の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

g 新規上場申請者(外国会社を除く。)又はその子会社が審査対象期間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に合併(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。)又は株式交換(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。)を行っている場合には、審査対象期間のうち当該合併又は株式交換を行う前の期間については、合併主体会社又は株式交換主体会社の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

(8)～(10) (略)

(新設)

3. 第4条(上場審査基準)第6項関係

(1)～(3) (略)

(4) 第5号に規定する「当該他の会社が上

場会社の主要な事業を承継するもの」かどうかの認定については、当該他の会社の経営成績等を勘案して行うものとする。この場合において、有価証券上場規程に関する取扱い要領 3.(2) c の規定により提出される書類に記載される当該他の会社が承継する事業に係る部門連結損益計算書（部門連結損益計算書を作成すべきでない場合には、部門個別損益計算書。以下この（4）において同じ。）における売上高及び経常利益金額が、当該上場会社の基準連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の基準事業年度）における当該上場会社が当該他の会社及び当該他の会社以外の会社に承継させる事業以外の事業に係る部門の売上高及び経常利益に相当する金額並びに当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る部門連結損益計算書における売上高及び経常利益金額を超える額である場合は、当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものとして取り扱う。

5. 第6条（Q－B o a r d への上場審査基準）
第1項関係

（1）株主数等

a ～ d （略）

（削る）

（2）上場時価総額

第2号に規定する「上場時価総額」とは、次の a 又は b に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該 a 又は b に定める額をいうものとする。

a 国内の金融商品取引所に上場されてい

場会社の主要な事業を承継するもの」かどうかの認定については、当該他の会社の経営成績等を勘案して行うものとする。この場合において、有価証券上場規程に関する取扱い要領 3.(2) c の規定により提出される書類に記載される当該他の会社が承継する事業に係る部門連結損益計算書（部門連結損益計算書を作成すべきでない場合には、部門個別損益計算書。以下この（4）において同じ。）における売上高及び経常利益金額が、当該上場会社の最近連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度）における当該上場会社が当該他の会社及び当該他の会社以外の会社に承継させる事業以外の事業に係る部門の売上高及び経常利益に相当する金額並びに当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る部門連結損益計算書における売上高及び経常利益金額を超える額である場合は、当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものとして取り扱う。

5. 第6条（Q－B o a r d への上場審査基準）
第1項関係

（1）株主数等

a ～ d （略）

f 第1号 a ただし書に規定する「本所が別に定める株式」とは、新規上場申請者に人的分割により事業を承継させる上場会社の株主に交付される新規上場申請者の株式（1単位以上の株式を所有する株主が所有する株式に限る。）をいうものとする。

（2）上場時価総額

第2号に規定する「上場時価総額」とは、次の a 又は b に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該 a 又は b に定める額をいうものとする。

a 国内の金融商品取引所に上場されてい

る株券（外国会社の場合には、国内の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券）の発行者である新規上場申請者

当該公募又は売出しの価格と本所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されている国内の金融商品取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。）のいずれか低い価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

b 前aに規定する新規上場申請者以外の新規上場申請者

上場に係る公募等の価格に、上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額をいうものとする。ただし、新規上場申請者が第1号aただし書に定める場合に該当する場合においては、上場申請に係る株券の売出しを行うときは当該売出しの価格に、上場申請に係る株券の売出しを行わないときは本所が合理的と認める算定式により計算された当該上場申請に係る株券の評価額に、それぞれ上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額をいうものとする。

(3) (略)

(3)の2 事業継続年数

2.(4)の規定は、第3号の2の場合に準用する。

(4) (略)

る株券（外国会社の場合には、国内の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券）の発行者である新規上場申請者

当該公募又は売出しの見込み価格と本所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されている国内の金融商品取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。）のいずれか低い価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

b 前aに規定する新規上場申請者以外の新規上場申請者

上場に係る公募等の見込み価格に、上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額をいうものとする。ただし、新規上場申請者が第1号aただし書に定める場合に該当する場合においては、上場申請に係る株券の売出しを行うときは当該売出しの価格に、上場申請に係る株券の売出しを行わないときは本所が合理的と認める算定式により計算された当該上場申請に係る株券の評価額に、それぞれ上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額をいうものとする。

(3) (略)

(3)の2 事業継続年数

a 第3号の2において、新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、当該分割により承継する事業に関する活動について審査対象とするものとする。

b 2.(4)bからdまでの規定は、第3号の2の場合に準用する。

(4) (略)

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

a (略)

b 第5号bに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書（基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいうものとする。

c (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。
- 2 改正後の2.（(4)から(7)までの規定については、組織再編行為等を行った場合の取扱いに係る部分に限る。）の規定は、この改正規定施行の日以後に新規上場申請（予備申請を含む。）又は上場市場の変更申請を行う者から適用する。

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

a (略)

b 第5号bに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書（直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいうものとする。

c (略)

上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 この規則は、新規上場申請者の発行する株券の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等（有価証券上場規程第6条の3に規定する第三者割当等をいう。以下同じ。）による募集株式（有価証券上場規程第6条の3に規定する募集株式をいう。以下同じ。）の割当て等について、必要な事項を定める。 (上場前の公募等に関する金融商品取引所の指定等) 第3条の9 (略) 2 新規上場申請者及び元引受会員が、前項の規定により本所以外の金融商品取引所を指定した場合には、第3条の3第2項（公表に係る部分に限る。）、第3条の4第2項（公表に係る部分に限る。）、第3条の5、第3条の7、第3条の<u>12</u>第2項（公表に係る部分に限る。）、第3条の<u>13</u>第2項（公表に係る部分に限る。）第5条、第6条第1項及び第6条の2から第9条までの規定は、適用しない。 <u>(公募又は売出しを行わない場合の取扱い)</u> 第3条の10 <u>新規上場申請者（法第24条第3項の規定の適用を受ける者に限る。）は、新規上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わない場合には、本所が当該上場申請に係る株券の上場を承認する日までに、2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書（公認会計士による監査証明に相当する証明に係る監査報告書を含む。）を</u>	(目的) 第1条 この規則は、新規上場申請者<u>（国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者及びこれらに準じる者として本所が定める者を除く。以下同じ。）</u>の発行する株券の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等（有価証券上場規程第6条の3に規定する第三者割当等をいう。以下同じ。）による募集株式（有価証券上場規程第6条の3に規定する募集株式をいう。以下同じ。）の割当て等について、必要な事項を定める。 (上場前の公募等に関する金融商品取引所の指定等) 第3条の9 (略) 2 新規上場申請者及び元引受会員が、前項の規定により本所以外の金融商品取引所を指定した場合には、第3条の3第2項（公表に係る部分に限る。）、第3条の4第2項（公表に係る部分に限る。）、第3条の5、第3条の7、第3条の<u>11</u>第2項（公表に係る部分に限る。）、第3条の<u>12</u>第2項（公表に係る部分に限る。）第5条、第6条第1項及び第6条の2から第9条までの規定は、適用しない。 (新設)

添付した有価証券報告書を、内閣総理大臣等に対して提出するものとする。

- 2 新規上場申請者（国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者又は株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項の適用を受ける者を除く。）は、上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わない場合には、上場することとなる日の1週間前の日までに、新規上場申請者の幹事会員が作成した上場申請に係る株券の流通参考値段（本所が当該上場申請に係る株券の初値決定前における最初の特別気配値段を定めるにあたり参考となる価格をいう。）について記載した書類を提出するものとする。

（不適正な上場前の公募等に対する措置）

第3条の11 本所は、次の各号に掲げる場合には、上場申請の受理の取消しその他必要な措置（第3条の4第1項に定めるところによらない配分を行った場合の再配分の要請並びに上場前の公募等が適正に行われていないと認められるに至った経過及び改善措置を記載した報告書の提出の請求を含む。）をとることができる。

（1） 第3条の6第1項若しくは第8条に規定する書類又は第3条の6第2項若しくは第3条の15第3項の規定により元引受会員が提出した書類その他新規上場申請者又は元引受会員がこの規則に基づき本所に提出する書類の内容並びに上場前の公募等の実施状況等から、上場前の公募等が適正に行われていないと認められる場合

（2） 前条第1項に規定する日までに、同項に規定する有価証券報告書の提出が行われない場合

（3） 前条第2項に規定する日までに、同項

（新設）

（不適正な上場前の公募等に対する措置）

第3条の10 本所は、第3条の6第1項若しくは第8条に規定する書類又は第3条の6第2項若しくは第3条の14第3項の規定により元引受会員が提出した書類その他新規上場申請者又は元引受会員がこの規則に基づき本所に提出する書類の内容並びに上場前の公募等の実施状況等から、上場前の公募等が適正に行われていないと認められる場合には、上場申請の受理の取消しその他必要な措置をとることができる。

（新設）

（新設）

（新設）

<u>に規定する書類の提出が行われない場合</u> (ブック・ビルディングの方法に関する指針の策定) 第3条の<u>1 2</u> (略) (公開価格に係る仮条件の決定等) 第3条の<u>1 3</u> (略) (需要状況の調査に含めてはならない需要) 第3条の<u>1 4</u> (略) (需要状況の調査の記録の保存等) 第3条の<u>1 5</u> (略) (上場前の株式等の移動の状況に関する記載) 第15条 新規上場申請者は、特別利害関係者等(開示府令第1条第31号に規定する特別利害関係者等をいう。以下同じ。)が、<u>基準事業年度(有価証券上場規程に関する取扱い要領2. (1)に規定する「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)</u>の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株式が、特定取引所金融商品市場(法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)に上場している場合は、この限りでない。 (第三者割当等による募集株式の割当てに関する規制) 第17条 新規上場申請者が、<u>基準事業年度の末</u>	(ブック・ビルディングの方法に関する指針の策定) 第3条の<u>1 1</u> (略) (公開価格に係る仮条件の決定等) 第3条の<u>1 2</u> (略) (需要状況の調査に含めてはならない需要) 第3条の<u>1 3</u> (略) (需要状況の調査の記録の保存等) 第3条の<u>1 4</u> (略) (上場前の株式等の移動の状況に関する記載) 第15条 新規上場申請者は、特別利害関係者等(開示府令第1条第31号に規定する特別利害関係者等をいう。以下同じ。)が、<u>上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)</u>を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株式が、特定取引所金融商品市場(法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)に上場している場合は、この限りでない。 (第三者割当等による募集株式の割当てに関する規制) 第17条 新規上場申請者が、<u>上場申請日の直前</u>
--	--

日の1年前の日以後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を本所が定めるところにより提出するものとする。

2 (略)

(第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規定の準用)

第19条 第17条及び前条の規定は、基準事業年度の末日の1年前の日以後において第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、次条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(次条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合について準用する。

(ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制)

第20条 新規上場申請者が、その役員又は従業員その他の本所が定める者であって、かつ、本所が適当と認めるもの(以下「役員又は従業員等」という。)に報酬として割り当てた新株予約権(基準事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てられたものに限る。)であって、新規上場申請者と割当てを受けた役員又は従業員等との間で第17条第1項に規定する事項(報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。)を内容とする確約を行っており、かつ、本所が定めるところにより本所が必要と認める書類が本所に提出されている新株予約権(当該確約が行われて

事業年度の末日の1年前の日以後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を本所が定めるところにより提出するものとする。

2 (略)

(第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規定の準用)

第19条 第17条及び前条の規定は、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、次条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(次条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合について準用する。

(ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制)

第20条 新規上場申請者が、その役員又は従業員その他の本所が定める者であって、かつ、本所が適当と認めるもの(以下「役員又は従業員等」という。)に報酬として割り当てた新株予約権(上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てられたものに限る。)であって、新規上場申請者と割当てを受けた役員又は従業員等との間で第17条第1項に規定する事項(報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。)を内容とする確約を行っており、かつ、本所が定めるところにより本所が必要と認める書類が本所に提出されている新株予約権(当該

いる部分に限る。)については、第18条第1項本文の規定を準用する。この場合において、第18条第1項中「第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者」とあるのは「第20条の規定の適用を受ける新株予約権を新規上場申請者から割り当てられた役員又は従業員等」と、「第17条第1項」とあるのは「第20条」と、「所有を現に行っていない場合」とあるのは「所有を現に行っていない場合（本所が適当と認める場合を除く。）」と読み替えるものとする。

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制)

第20条の2 新規上場申請者が、基準事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの期間において前条に規定する新株予約権の行使又は転換（その発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は新株予約権を交付することをいう。）による株式又は新株予約権の交付（基準事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てられた新株予約権に係るものに限る。）を行っている場合には、当該上場申請者は、交付を受けた者との間で、当該株式又は新株予約権につき、第17条第1項に規定する事項について確約を行うものとし、当該書類を本所が定めるところにより提出するものとする。

2 (略)

(第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関する記載)

第20条の4 新規上場申請者は、基準事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式又は新株予約権の割当て（以下「第三者割当等による募集株式等の割当て」という。）を行っている場合には、当該第三者割当等による募集株式

確約が行われている部分に限る。)については、第18条第1項本文の規定を準用する。この場合において、第18条第1項中「第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者」とあるのは「第20条の規定の適用を受ける新株予約権を新規上場申請者から割り当てられた役員又は従業員等」と、「第17条第1項」とあるのは「第20条」と、「所有を現に行っていない場合」とあるのは「所有を現に行っていない場合（本所が適当と認める場合を除く。）」と読み替えるものとする。

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制)

第20条の2 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの期間において前条に規定する新株予約権の行使又は転換（その発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は新株予約権を交付することをいう。）による株式又は新株予約権の交付（上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てられた新株予約権に係るものに限る。）を行っている場合には、当該上場申請者は、交付を受けた者との間で、当該株式又は新株予約権につき、第17条第1項に規定する事項について確約を行うものとし、当該書類を本所が定めるところにより提出するものとする。

2 (略)

(第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関する記載)

第20条の4 新規上場申請者は、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式又は新株予約権の割当て（以下「第三者割当等による募集株式等の割当て」という。）を行っている場合には、当該第三者割当等

等の割当ての状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株券が、特定取引所金融商品市場に上場している場合は、この限りでない。

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。
- 2 改正後の第3条の10の規定は、この改正規定施行の日以後に新規上場申請（予備申請を含む。）を行う者から適用する。

による募集株式等の割当ての状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株券が、特定取引所金融商品市場に上場している場合は、この限りでない。

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
(規定の適用を受けない者) <u>第 1 条の 2 上場前公募等規則第 3 条から第 3 条の 9 まで及び第 3 条の 1 1 (第 1 号に掲げる場合に限る。)の規定は、次の各号に掲げる者については、適用しない。</u> <u>(1) 国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者</u> <u>(2) 外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券の発行者</u> <u>(3) 株券上場審査基準第 4 条第 6 項又は第 6 条第 4 項の規定の適用を受ける新規上場申請者</u> <u>(4) 上場会社、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券の発行者の人的分割によりその事業を承継する会社 (当該承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)</u>であって、当該人的分割前に新規上場申請を行う場合の新規上場申請者 <u>(5) 外国会社</u> (不適正な上場前の公募等に対する措置) 第 1 条の 9 上場前公募等規則第 3 条の <u>1 1</u> に規定する「その他必要な措置」には、同第 3 条の 4 第 1 項に定めるところによらない配分を行った場合の再配分の要請並びに上場前の公募等が適正に行われていないと認められるに至った経過及び改善措置を記載した報告書の提出の請求を含むものとする。 (需要状況の調査の記録の提出方法) 第 1 条の 1 0 上場前公募等規則第 3 条の <u>1 5</u> 第 3 項の規定により本所に提出する書面は、名	(これらに準じる者の定義) <u>第 1 条の 2 上場前公募等規則第 1 条に規定する「これらに準じる者として本所が定める者」とは、次の各号に掲げる者をいう。</u> <u>(1) 株券上場審査基準第 4 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定の適用を受ける新規上場申請者</u> <u>(2) 本邦以外の地域の金融商品取引所又は組織された店頭市場 (以下「外国の金融商品取引所等」という。)において上場又は継続的に取引されている内国株券の発行者</u> <u>(3) 上場会社、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている内国株券の発行者の人的分割によりその営業を承継する会社 (当該承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)</u>であって、当該分割前に上場申請を行う場合の新規上場申請者 (不適正な上場前の公募等に対する措置) 第 1 条の 9 上場前公募等規則第 3 条の <u>1 0</u> に規定する「その他必要な措置」には、同第 3 条の 4 第 1 項に定めるところによらない配分を行った場合の再配分の要請並びに上場前の公募等が適正に行われていないと認められるに至った経過及び改善措置を記載した報告書の提出の請求を含むものとする。 (需要状況の調査の記録の提出方法) 第 1 条の 1 0 上場前公募等規則第 3 条の <u>1 4</u> 第 3 項の規定により本所に提出する書面は、名

義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属する者を対象として記載するものとする。

付 則

この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。

義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属する者を対象として記載するものとする。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係 （1）・（2）（略） （3） 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。 a～eの4（略） （削る） f～n（略） （4）～（7）（略） 付 則 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。	5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係 （1）・（2）（略） （3） 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。 a～eの4（略） <u>eの5 第2条第1項第1号vに掲げる事項（本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表取締役又は代表執行役の異動の場合に限る。）</u> <u>本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」</u> <u>異動後直ちに</u> f～n（略） （4）～（7）（略）

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
1. 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1)～(4) (略) (5) 債務超過 a～c (略) d 第5号本文に規定する「本所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。 (a) (略) (b) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）<u>第2条第21項</u>に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法<u>第48条</u>に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。） e 第5号ただし書に規定する「本所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。 (a) (略) (b) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産競法<u>第2条第21項</u>に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法<u>第48条</u>に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う	1. 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1)～(4) (略) (5) 債務超過 a～c (略) d 第5号本文に規定する「本所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。 (a) (略) (b) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）<u>第2条第16項</u>に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法<u>第52条</u>に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。） e 第5号ただし書に規定する「本所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。 (a) (略) (b) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産競法<u>第2条第16項</u>に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法<u>第52条</u>に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う

ことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）

- f dの（b）又は前eの（b）に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、dの（b）については第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前eの（b）については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画（dの（b）又は前eの（b）に定める債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書類に基づき行うものとする。

（a） 次のイからハの区分に従い、当該イからハに規定する書面

イ （略）

ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合を含む。）

ハ （略）

（b） （略）

（5）の2～（19） （略）

2. 第2条の2（Q-B o a r dの上場廃止基準）第1項関係

（1）～（3） （略）

（4） 第3号の規定により第2条第1項第5号の規定を適用する場合における1.（5）cの規定について、債務超過の状態となった事業年度の末日以前3か月の平均時価総額が100億円以上であって、かつ債務超過の状態となった理由が中長期的な企業価値向

ことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）

- f dの（b）又は前eの（b）に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、dの（b）については第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前eの（b）については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画（dの（b）又は前eの（b）に定める債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書類に基づき行うものとする。

（a） 次のイからハの区分に従い、当該イからハに規定する書面

イ （略）

ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合を含む。）

ハ （略）

（b） （略）

（5）の2～（19） （略）

2. 第2条の2（Q-B o a r dの上場廃止基準）第1項関係

（1）～（3） （略）

（新設）

上に向けた投資活動に起因して生じた損失
によると本所が認めた場合の猶予期間は、本
所が適当と認める期間とする。

付 則

- 1 この改正規定は、令和５年３月１３日から施行する。
- 2 改正後の２．（４）の規定は、この改正規定施行の日以後に終了する事業年度の末日において債務超過の状態となった上場会社（当該基準に係る猶予期間にある上場会社を含む。）から適用する。

**株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する
有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表**

新	旧
1. 第2条（株券上場廃止基準の特例）関係 株券上場廃止基準の取扱い1.（5）の規定は、第2条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1.（5）dからfの規定の適用については、次のとおりとする。 d 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する「本所が定める場合」とは、次の（a）又は（b）に定める場合をいう。 （a） （略） （b） 次のイからニまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。） イ （略） ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。） ハ・ニ （略） e 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書に規定する本所が定める場合とは、次の（a）又は（b）に定める場合をいう。 （a） （略） （b） 次のイからニまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。） イ （略） ロ 産競法第2条第21項に規定する特	1. 第2条（株券上場廃止基準の特例）関係 株券上場廃止基準の取扱い1.（5）の規定は、第2条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1.（5）dからfの規定の適用については、次のとおりとする。 d 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する「本所が定める場合」とは、次の（a）又は（b）に定める場合をいう。 （a） （略） （b） 次のイからニまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。） イ （略） ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。） ハ・ニ （略） e 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書に規定する本所が定める場合とは、次の（a）又は（b）に定める場合をいう。 （a） （略） （b） 次のイからニまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。） イ （略） ロ 産競法第2条第16項に規定する特

定認証紛争解決手続に基づく事業再生
(当該手続が実施された場合における
産競法第48条に規定する特例の適用
を受ける特定調停手続による場合も含
む。)

- f 第2条において読み替えて適用する株
券上場廃止基準第2条第1項第5号本文
又はdの(b)若しくは前eの(b)に規
定する「本所が適当と認める場合」に適合
するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)
に定めるところによる。

(a) (略)

(b) dの(b)又は前eの(b)に規
定する「本所が適当と認める場合」に適
合するかどうかの審査は、dの(b)に
ついては第2条において読み替えて適
用する株券上場廃止基準第2条第1項
第5号本文に規定する債務超過の状態
となった事業年度の末日から起算して
3か月以内、前号eの(b)については
猶予期間の最終日から起算して3か月
以内に、再建計画(dの(b)又は前e
の(b)に規定する債務超過の状態でなく
なるための経営計画を含む。)を公表し
ている上場会社を対象とし、上場会社が
提出する当該再建計画並びに次のイ及
びロに定める書類に基づき行うものと
する。

イ 次の(イ)から(ニ)までの区分に
従い、当該(イ)から(ニ)までに規
定する書面

(イ) (略)

(ロ) 産競法第2条第21項に規定
する特定認証紛争解決手続に基づ
く事業再生(当該手続が実施された
場合における産競法第48条に規定
する特例の適用を受ける特定調
停手続による場合も含む。)を行う

定認証紛争解決手続に基づく事業再生
(当該手続が実施された場合における
産競法第52条に規定する特例の適用
を受ける特定調停手続による場合も含
む。)

- f 第2条において読み替えて適用する株
券上場廃止基準第2条第1項第5号本文
又はdの(b)若しくは前eの(b)に規
定する「本所が適当と認める場合」に適合
するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)
に定めるところによる。

(a) (略)

(b) dの(b)又は前eの(b)に規
定する「本所が適当と認める場合」に適
合するかどうかの審査は、dの(b)に
ついては第2条において読み替えて適
用する株券上場廃止基準第2条第1項
第5号本文に規定する債務超過の状態
となった事業年度の末日から起算して
3か月以内、前号eの(b)については
猶予期間の最終日から起算して3か月
以内に、再建計画(dの(b)又は前e
の(b)に規定する債務超過の状態でなく
なるための経営計画を含む。)を公表し
ている上場会社を対象とし、上場会社が
提出する当該再建計画並びに次のイ及
びロに定める書類に基づき行うものと
する。

イ 次の(イ)から(ニ)までの区分に
従い、当該(イ)から(ニ)までに規
定する書面

(イ) (略)

(ロ) 産競法第2条第16項に規定
する特定認証紛争解決手続に基づ
く事業再生(当該手続が実施された
場合における産競法第52条に規定
する特例の適用を受ける特定調
停手続による場合も含む。)を行う

場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであること証する書面 (ハ)・(ニ) (略) ロ (略) <u>(2) 株券上場廃止基準の取扱い2.(4)の規定は、第2条の適用を受けるQ-B o a r d 上場会社が発行する株券について準用する。</u> 付 則 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。	場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであること証する書面 (ハ)・(ニ) (略) ロ (略) (新設)
---	---

東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
1. 第1条第2項（上場審査料等の取扱い）関係 有価証券上場規程の取扱い要領11. 及び同 取扱い要領11. の2の規定にかかわらず、上 場審査料又は予備審査料については、新規上場 申請者が当該上場申請より前に上場申請又は 予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上 場申請日 <u>又は予備申請日</u> から起算して3年以 内に上場申請又は予備申請を行う場合であっ て、当該上場申請又は予備申請より前の上場申 請又は予備申請により上場に至らなかった理 由が東日本大震災に起因するものであると本 所が認めたときは、その支払いを要しないもの とする。 付 則 この改正規定は、令和5年3月13日から施行 する。	1. 第1条第2項（上場審査料等の取扱い）関係 有価証券上場規程の取扱い要領11. 及び同 取扱い要領11. の2の規定にかかわらず、上 場審査料又は予備審査料については、新規上場 申請者が当該上場申請より前に上場申請又は 予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上 場申請日 <u>（予備申請を行った場合にあっては、 上場予備申請書に記載した上場申請を行おう とする日）</u> の属する事業年度の初日 から起算し て3年以内に上場申請又は予備申請を行う場 合であって、当該上場申請又は予備申請より前 の上場申請又は予備申請により上場に至らな かった理由が東日本大震災に起因するもので あると本所が認めたときは、その支払いを要し ないものとする。

平成２８年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
１． 第１条第２項（上場審査料等の取扱い）関係 有価証券上場規程の取扱い要領１１．及び同 取扱い要領１１．の２の規定にかかわらず、上 場審査料又は予備審査料については、新規上場 申請者が当該上場申請より前に上場申請又は 予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上 場申請日又は予備申請日から起算して３年以 内に上場申請又は予備申請を行う場合であつ て、当該上場申請又は予備申請より前の上場申 請又は予備申請により上場に至らなかった理 由が平成２８年熊本地震に起因するものであ ると本所が認めたときは、その支払いを要しな いものとする。 付 則 この改正規定は、令和５年３月１３日から施行 する。	１． 第１条第２項（上場審査料等の取扱い）関係 有価証券上場規程の取扱い要領１１．及び同 取扱い要領１１．の２の規定にかかわらず、上 場審査料又は予備審査料については、新規上場 申請者が当該上場申請より前に上場申請又は 予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上 場申請日（予備申請を行った場合にあっては、 <u>上場予備申請書に記載した上場申請を行おう とする日</u>）の属する事業年度の初日から起算し て３年以内に上場申請又は予備申請を行う場 合であつて、当該上場申請又は予備申請より前 の上場申請又は予備申請により上場に至らな かった理由が平成２８年熊本地震に起因する ものであると本所が認めたときは、その支払い を要しないものとする。

**２０２０年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の
特例の取扱いの一部改正新旧対照表**

新	旧
１．第１条第２項（上場審査料等の取扱い）関係 （１） 有価証券上場規程に関する取扱い要領 11.（１）b及び同取扱い要領11.の2の規定にかかわらず、上場審査料又は予備審査料については、新規上場申請者が当該上場申請より前に上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日又は<u>予備申請日</u>から起算して3年以内に上場申請又は予備申請を行う場合であって、当該上場申請又は予備申請より前の上場申請又は予備申請により上場に至らなかった理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると本所が認めたときは、その支払いを要しないものとする。 （２） 有価証券上場規程に関する取扱い要領 17.（１）及び同取扱い要領17.の2の規定にかかわらず、上場市場の変更審査料若しくは変更予備審査料については、上場市場の変更申請を行う者が当該上場市場の変更申請より前に上場市場の変更申請若しくは変更予備申請（以下「変更申請等」という。）を行ったことがあり、かつ、直近の上場市場の変更申請日から起算して3年以内に変更申請等を行う場合であって、当該変更申請等より前の変更申請等により上場市場の変更に至らなかった理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると本所が認めたときは、その支払いを要しないものとする。	１．第１条第２項（上場審査料等の取扱い）関係 （１） 有価証券上場規程に関する取扱い要領 11.（１）b及び同取扱い要領11.の2の規定にかかわらず、上場審査料又は予備審査料については、新規上場申請者が当該上場申請より前に上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日（<u>予備申請を行った場合にあっては、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日</u>）の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場申請又は予備申請を行う場合であって、当該上場申請又は予備申請より前の上場申請又は予備申請により上場に至らなかった理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると本所が認めたときは、その支払いを要しないものとする。 （２） 有価証券上場規程に関する取扱い要領 17.（１）及び同取扱い要領17.の2の規定にかかわらず、上場市場の変更審査料若しくは変更予備審査料については、上場市場の変更申請を行う者が当該上場市場の変更申請より前に上場市場の変更申請若しくは変更予備申請（以下「変更申請等」という。）を行ったことがあり、かつ、直近の上場市場の変更申請日（<u>予備申請を行った場合にあっては、上場市場の変更予備申請書に記載した上場市場の変更申請を行おうとする日</u>）の属する事業年度の初日から起算して3年以内に変更申請等を行う場合であって、当該変更申請等より前の変更申請等により上場市場の変更に至らなかった理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると本所が認めたときは、その支払い

付 則 この改正規定は、令和５年３月１３日から施行する。	を要しないものとする。
--	--------------------

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
1. 第3条（上場審査基準）関係 （1） 第2号に規定する「上場申請銘柄の発行者が当該銘柄に係る剰余金配当を行うに足りる利益を計上する見込み」については、<u>基準事業年度（「上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。）</u>の末日後2か年間の予想利益及び<u>基準事業年度</u>の末日における分配可能額について審査するものとする。 （2）～（4） （略） 付 則 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。	1. 第3条（上場審査基準）関係 （1） 第2号に規定する「上場申請銘柄の発行者が当該銘柄に係る剰余金配当を行うに足りる利益を計上する見込み」については、<u>上場申請日の直前事業年度の</u>末日後2か年間の予想利益及び<u>上場申請日の直前事業年度</u>の末日における分配可能額について審査するものとする。 （2）～（4） （略）

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
3. 不動産投資信託証券の上場審査基準の取扱い（不動産投信特例第4条関係） (1) 第1項第2号に規定する「運用資産等の総額」、「不動産等、不動産関連資産及び流動資産等の合計額」、「純資産総額」及び「資産総額」の算定において使用する各資産の額は、<u>基準計算期間又は基準営業期間の末日における貸借対照表（比較情報を除く。）</u>に計上した額<u>その他の本所が適当と認める額</u>（信託契約期間の開始日後最初の計算期間又は投資証券の発行者の設立後最初の営業期間が終了していない場合には、各資産の取得価額その他の本所が適当と認める額）によるものとする。ただし、「運用資産等の総額」及び「資産総額」には、投資法人の計算に関する規則第37条第3項第3号ロに規定する資産の額を含まないものとする。 (2) ～ (10) (略)	3. 不動産投資信託証券の上場審査基準の取扱い（不動産投信特例第4条関係） (1) 第1項第2号に規定する「運用資産等の総額」、「不動産等、不動産関連資産及び流動資産等の合計額」、「純資産総額」及び「資産総額」の算定において使用する各資産の額は、<u>最近の計算期間又は営業期間の末日における貸借対照表に計上した額</u>（信託契約期間の開始日後最初の計算期間又は投資証券の発行者の設立後最初の営業期間が終了していない場合には、各資産の取得価額その他の本所が適当と認める額）によるものとする。ただし、「運用資産等の総額」及び「資産総額」には、投資法人の計算に関する規則第37条第3項第3号ロに規定する資産の額を含まないものとする。 (2) ～ (10) (略)
7. 決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い（不動産投信特例第11条関係） (1) ～ (4) (略) (削る) (5) (略)	7. 決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い（不動産投信特例第11条関係） (1) ～ (4) (略) <u>(4)の2 第1項第1号aの(b)、第2号b又は第3号aの(e)に規定する事項には、第3条の2第2項に規定する「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動を含むものとする。</u> (5) (略)
8. 不動産投資信託証券の上場廃止基準の取扱い（不動産投信特例第12条関係） (1) ～ (5) (略) (6) 第1項第3号bただし書きに規定する「本所が定める場合」とは、次のa又はbのいずれかに該当する場合をいう。	8. 不動産投資信託証券の上場廃止基準の取扱い（不動産投信特例第12条関係） (1) ～ (5) (略) (6) 第1項第3号bただし書きに規定する「本所が定める場合」とは、次のa又はbのいずれかに該当する場合をいう。

a 次の（a）から（c）までのいずれかにも該当する場合

（a） （略）

（b） 上場投資法人及び前（a）に定める他の資産運用会社（資産運用会社が合併等を行った場合又は資産運用会社において親会社の異動が生じた場合にあっては、当該合併等の当事者である資産運用会社又は当該親会社の異動が生じた資産運用会社）が、業務を引き継いだ後直ちに（資産運用会社が合併等を行った場合又は資産運用会社において親会社の異動が生じた場合にあっては、第1項第3号bの（e）又は（f）に該当した後直ちに）、「不動産投資信託証券上場契約書」を提出すること。

（c） （略）

b 次の（a）及び（b）のいずれにも該当する場合

（a） （略）

（b） 上場投資法人及び前イに定める他の資産運用会社が、業務を引き継いだ後直ちに、「不動産投資信託証券上場契約書」を提出すること。

（6）の2～（14） （略）

（15） 3.（1）の規定は第2項に規定する「運用資産等の総額」、「不動産等、不動産関連資産及び流動資産等の合計額」、「純資産総額」及び「資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3（5）の規定は同項に規定する「純資産総額」について、それぞれ準用する。この場合において、3.（1）中「基準計算期間又は基準営業期間の末日に

a 次の（a）から（c）までのいずれかにも該当する場合

（a） （略）

（b） 上場投資法人及び前（a）に定める他の資産運用会社（資産運用会社が合併等を行った場合又は資産運用会社において親会社の異動が生じた場合にあっては、当該合併等の当事者である資産運用会社又は当該親会社の異動が生じた資産運用会社）が、業務を引き継いだ後直ちに（資産運用会社が合併等を行った場合又は資産運用会社において親会社の異動が生じた場合にあっては、第1項第3号bの（e）又は（f）に該当した後直ちに）、「不動産投資信託証券上場契約書」及び第3条の2第2項に規定する「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出すること。

（c） （略）

b 次の（a）及び（b）のいずれにも該当する場合

（a） （略）

（b） 上場投資法人及び前イに定める他の資産運用会社が、業務を引き継いだ後直ちに、「不動産投資信託証券上場契約書」及び第3条の2第2項に規定する「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出すること。

（6）の2～（14） （略）

（15） 3.（1）の規定は第2項に規定する「運用資産等の総額」、「不動産等、不動産関連資産及び流動資産等の合計額」、「純資産総額」及び「資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3（5）の規定は同項に規定する「純資産総額」について、それぞれ準用する。

おける貸借対照表（比較情報を除く。）に計上した額その他の本所が適当と認める額」とあるのは「基準計算期間又は基準営業期間の末日における貸借対照表（比較情報を除く。）に計上した額」と読み替えるものとする。

付 則

この改正規定は、令和５年３月１３日から施行する。